

ポストコロナ期における新たな学びの在り方について (第十二次提言)

【目次】

はじめに.....	1
1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策	3
(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～ ..	3
① 一人一台端末の本格運用に係る環境整備	
② データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進	
③ 学びの継続・保障のための方策	
④ 学びの多様化等	
(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備	13
① 少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備	
② 教師の質の向上、多様な人材の活用等	
2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策	18
(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿	18
① 遠隔・オンライン教育の推進	
② 教学の改善等を通じた質の保証	
③ 学びの複線化・多様化	
④ デジタル化への対応(学務・教務等のデジタル化、デジタル化を担う人材の育成)	
⑤ 学生等への支援の充実	
⑥ 施設・設備の整備の推進	
(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略	29
① グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成	
② 優秀な外国人留学生の戦略的な獲得	
③ 学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方	
3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策	35
(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進	35
① 検討の経緯	
② 今後の望ましい在り方	
(2) 子供の育ちを社会全体で支えるための取組	38
4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とそのための基盤整備～ ..	41
おわりに.....	44

はじめに

新型コロナウイルス感染症¹は、世界各地で人々の生命や生活、価値観や行動、さらには経済や文化など社会全体に広範かつ多面的な影響を与えており、まさに予測困難な VUCA²時代が到来しています。こうした流れは、Society5.0 時代に向けた動きやデジタル・トランスフォーメーション (DX)³の潮流とも相まって、従来の方程式では解が見つからない社会問題にどう取り組んでいくかという大きな問題を提起しています。

一方、今回の感染拡大は、我が国社会の様々な課題も浮き彫りにしました。教育に関しても、コロナ禍で喫緊に対応すべき課題として、学校における身体的距離の確保や ICT 環境の早急な整備などが挙げられますが、これらに加え、従来認識されながら解決に至らなかった様々な課題もコロナ禍を機に明らかになっています。

特に、これまで日本の子供たちは幸福度・自己肯定感や当事者意識が低い⁴と指摘されてきましたが、こうした意識を高めていくにはどうすべきか。これは子供たちに限らず、大人も含めた社会全体の課題であると言えます。また、過度な横並び意識を排して如何に一人一人の自律と社会における多様性を高めていくか、想定外の事象と向き合い対応する力や不透明な未来を切り拓く力をどう涵養していくかなども、コロナ禍を機に改めて考えるべき課題です。

こうした課題に向けた取組を進めることによって、今後、様々な変化に対応しながら多様性を生かしつつ、リスクへの強靱性を高め、我が国が持つ独自の強みや特性を生かしたニューノーマル (新たな日常)⁵を構築していくことができるようになると思います。

教育再生実行会議では、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、こうした課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング (Well-being) の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。この幸せとは、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康も含まれ、このような幸せが実現される社会は、多様性と包摂性のある持続可能な社会でもあります。こうした社会を実現していくためには、一人一人が自分の身近なことから他者のことや社会の様々な問題に至るまで関心を寄せ、社会を構成する当事者として、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができるようになることが大切です。こうした個人を育むためには、我が国の教育を学習者主体の視点に転換していく必要があります。

こうした発想はこれまでもありましたが、教育行政や学校現場での教育活動において必ずしも徹底されていなかった面があり、今後、全国の学校現場で新たな学びが実践されて

¹ 新型コロナウイルス感染症：COVID-19

² Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の略称。

³ デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation:DX) とは、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術等を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

⁴ OECD「PISA2018」(PISA：OECD 生徒の学習到達度調査)、令和元年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査、独立行政法人国立青少年教育振興機構「平成 26 年度 高校生の生活と意識に関する調査」、日本財団「18 歳意識調査『第 20 回—社会や国に対する意識調査—』」2019 年、国連 SDSN (持続可能な開発ソリューションネットワーク)「世界幸福度報告書」2020 年参照。

⁵ 感染症拡大に伴う甚大な影響は、広範で長期にわたるために、感染症が収束したポストコロナの世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」へと移行するとの見方が強い。

いく際に、学習者主体の視点を今まで以上に重視していくことが何よりも大切であると考えます。そのためには、教師をはじめとする教育関係者が学習者主体の視点へ転換をするという意識改革を図り、新たな学びの着実な定着、教師の質の向上と数の確保、デジタル化への対応などを総合的に進めていく必要があります。

特に、昨今急速に進みつつあるデジタル化は、今後も社会のあらゆる面で更に加速することが予想されます。デジタル化は、教育の新たな可能性を拓き、ポストコロナ期の新たな学びにおいても効果的な手段となり得ると考えられるため、現在、政府を挙げて積極的に取り組んでいるデジタル化の推進とも軌を一にして、今後、教育においてもデジタル化に適切に対応しつつ、データ駆動型に転換していく必要があります。併せて、学校現場においても、こうしたデジタル化の意義を踏まえ、コロナ禍で取り組んだ遠隔・オンライン授業などのデジタル化の流れを後戻りさせないという意識の下、教育活動を適切に進めていくことが期待されます。

これによって、子供・保護者にとっては、学びの機会や質がより多様で充実していくことにつながり、教師・学校にとっては、指導方法の充実のみならず働き方改革にも資することになり、さらに国・教育委員会など行政にとっては、現状把握に基づく効果的な政策立案が可能になることが期待されます。その際、個人情報保護や情報セキュリティはもちろん、過度なデジタル依存による弊害など、デジタル化の負の側面にも適切に配慮していかなければなりません。

これらに加え、コロナ禍、さらにはポストコロナ期の学校の教育活動を考える際の視点として不可欠なのは、将来、今回と同様の事態が再び生じ、学校が通常の教育活動を行えなくなった場合でも、子供たちの学びを確実に保障し得る環境を構築していくことです。そのためには、各学校やその設置者が平時から新たな感染症の流行や災害などの不測の事態に備え、学校の活動を確実に継続していくためのマネジメントの在り方を明確にするとともに、子供たちにもそうした事態に直面した時に命を守るための知識や主体的に行動する態度などを育ておく必要があります。

さらに、教育にとどまらず社会全体での検討が必要な課題として、大学等の学事暦・修業年限の多様化・柔軟化や社会との接続の在り方、学校・家庭・地域での子供の育ちを社会全体で支えるための方策についても明確にすることが必要です。

教育再生実行会議においては、令和2年7月から「ポストコロナ期における新たな学びの在り方」について検討に着手し、「初等中等教育ワーキング・グループ」と「高等教育ワーキング・グループ」を設置して議論を進めるとともに、教育のデジタル化に関してもタスクフォースで重点的に議論し、今回、第十二次提言を取りまとめました。その内容は教育にとどまらず、我が国社会の在り方に関わるものもあり、社会全体で対応すべき喫緊の課題であると考えています。

政府におかれては、本提言を踏まえ、教育関係者のみならず幅広く国民的な議論を深めながら、本提言に盛り込まれた各施策について、「教育の未来は今ここで決まる」という認識のもと、制度の改革や運用の柔軟化等に向けて速やかに専門的・具体的な検討を行うとともに、様々な環境の整備に努め、その内容が着実に実現されることを期待します。

1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、多くの学校においては、長期にわたり通常の教育活動を行うことができない中、オンラインでの対応も含め、様々な取組を行ってきました。現在、各学校では、感染症対策を徹底しつつも、GIGA スクール構想による一人一台端末の本格導入をはじめ ICT の活用が進みつつありますが、今回のコロナ禍は、初等中等教育の在り方を問い直す契機でもあります。

こうした中、学習者主体の視点を重視した教育を実現するため、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学び⁶と協働的な学び⁷を一体的に充実するなど、以下の取組を推進していく必要があります。

(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～ (コロナ禍を契機とした ICT 活用の取組)

コロナ禍を契機として、ICT活用の課題と可能性が明らかになりました。臨時休業中の公立学校における「同時双方向型のオンライン指導」の実施状況⁸は、設置者単位で見ても15%との結果もあり、学校におけるオンライン対応の遅れは顕著でした。OECDのPISA2018を見ても、日本は、授業でのデジタル機器の利用や家庭学習でのコンピュータ活用頻度が最も低い状況であり、また、TALIS2018⁹でも、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やICT活用の取組等が十分ではないことが指摘されています。

遠隔・オンライン教育¹⁰を含む ICT 活用を経験した学校関係者等からは、メリットとして、学習等のログが残り支援しやすい、時間と空間の制約を受けずに教育活動が可能になる、不登校の児童生徒の学習機会が充実するなど、個別最適な学びと協働的な学びに資するとの意見がみられました。一方、課題としては、オンライン対応の遅れや ICT 学習環境の格差、データ収集・活用の不十分さ、教師の ICT 活用指導力向上の必要性などが指摘されています。なお、今回のコロナ禍における ICT 活用の取組は、いわば緊急事態への対応

⁶ ①基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、教師が支援の必要な子供たちにより重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや、子供たち一人一人の特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」と、②基礎的・基本的な知識・技能等を土台として、子供たちの興味・関心等に応じ、探究的な学習等、教師が子供たち一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適になるよう調整する「学習の個性化」を教師の視点から整理したものが「個に応じた指導」で、学習者の視点から整理した概念が「個別最適な学び」（「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」令和3年1月26日中央教育審議会）。

⁷ 探究的な学習や体験活動などを通じ、子供たち同士、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び（上記答申）。

⁸ 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」（令和2年6月23日時点：文部科学省）。

⁹ OECD 国際教員指導環境調査。OECD 加盟国等 48 か国・地域が参加（初等教育は 15 か国・地域が参加）、日本では 2018 年 2～3 月に小学校約 200 校及び中学校約 200 校の校長、教員に対し質問紙調査を実施。

¹⁰ 遠隔システムを用いて、同時双方向で学校同士をつないだ合同授業の実施や、専門家等の活用などを行うことを指す。また、授業の一部や家庭学習等において学びをより効果的にする動画等の素材を活用することを指す（「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）」（令和元年6月25日：文部科学省））。

としての側面が強く、あらかじめ計画的に進められたものではないため、今後、こうした点も含め、効果の検証・評価をしていく必要があります。その際、現場での様々な取組について、その成否を問わず事例として分析することが重要です。

（教育分野の国際的な動向）

国際連合では、持続可能な開発目標（SDGs）¹¹として、全領域で教育が重視されるとともに、全ての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することとされています。中でも持続可能な開発のための教育（ESD）¹²は、全てのSDGsの成功への鍵とされています¹³。また、「教育とCOVID-19に関する政策概要」（2020年8月4日）は、コロナ禍で史上最大の教育システムの混乱が起きているとし、特にデジタル・リテラシーとインフラへの投資や「学び方を学ぶ」方向への進化を求めています。

OECDの「Learning Compass 2030（学びの羅針盤 2030）」（2019年5月）は、教育の未来に向けての望ましい未来像を描いた進化し続ける学習の枠組みで、個人と集団のウェルビーイング（Well-being）¹⁴の方向性を示すとともに、「生徒のエージェンシー（Student Agency）」として、子供たちが社会を変革していくため自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性を指摘しています。

こうした国際動向も踏まえ、我が国においても、個人と社会全体のウェルビーイングを実現するため、学習者主体の視点を重視して取組を進めていく必要があります。同時に、単に国際動向に対応するだけでなく、日本の教育の良さや強みを取り入れるとともに、これらを積極的に海外に発信し、双方向の交流を通して学び合うなど、国際的な文脈の中で学びを発展させることも重要です。

（教育格差）

コロナ禍におけるオンライン教育の機会は、世帯年収、保護者の学歴、居住地域による格差があることが確認されています。また、社会経済的地位（Socioeconomic status: SES）、地域・性別といった子供本人には変えることができない初期条件によって最終学歴や学力などの教育成果に差がある「教育格差」は、戦後日本に一貫して存在しており、「教育格差」の一部である「子供の貧困」も近年だけの問題ではないとの指摘もあります。これらの課題も念頭に置きつつ、新しい学びの在り方や格差是正のための方策を考えていく必要があ

¹¹ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年を期限とする開発目標。

¹² ESDは、2002年にヨハネスブルグで行われた「持続可能な開発に関する世界首脳会議」において我が国が提唱した考え方である。

¹³ 「持続可能な開発のための教育：SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」（2019年12月19日国連総会決議）

¹⁴ 例えば、OECDのより良い暮らし指標（Better Life Index）は個人のウェルビーイングに11の要因が関与していることを指摘している。これには仕事、収入、住宅のような経済的要因に加え、ワーク・ライフ・バランスや教育、安全、生活の満足度、健康、市民活動、環境やコミュニティのような生活の質（Quality of life）に影響を与える要因が含まれる（OECD Better Life Index, 2018）。また、生徒は自分個人のウェルビーイングを求めただけではなく、仲間、家族、コミュニティ、地球のウェルビーイングにも配慮するように学ぶことが期待され、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされている（OECD Learning Compass 2030 仮訳）。

ります。

国際的な学力調査である TIMSS や PISA の結果において、日本は、高い水準を維持していると評価¹⁵されていますが、一方で、経年比較の差を見ると大きく上昇しているわけではないとの指摘¹⁶もあります。今後は、更にデータを収集・分析して的確に現状把握を行い、効果的な政策・実践を見出す試行錯誤を重ねることが強く求められます。

（初等中等教育のデジタル化を進める上での視点）

ポストコロナ期における初等中等教育のデジタル化の在り方を考えるとき、次の3つの視点が重要であると考えます。

第一に、学校は、教師と児童生徒、児童生徒同士の直接的な関わり合い、多様な体験を通して学ぶ場としての「集う機能」に、特に存在意義があるという点です。

第二に、ICT 活用は、初等中等教育の新たな可能性を拓くものであることを踏まえ、対面指導か遠隔・オンライン教育かという二項対立ではなく、対面指導を基本としつつ、児童生徒の発達段階や学ぶ内容に応じて遠隔・オンライン教育を適宜取り入れ、双方の良さを最大限に生かすことが重要であるという点です。その際、病気療養中など学校で学びたくても学べない児童生徒には、対面指導が難しく、オンラインの活用が効果を発揮することにも留意する必要があります。

第三に、遠隔・オンライン教育の効果等について、データによる現状把握や教育実践の検証・評価を通じて、知見を蓄積していく必要があるという点です。

（ニューノーマルにおける初等中等教育の姿）

これからの社会を生きる子供たちを育むため、各学校においては、個人と社会全体のウェルビーイングの実現を念頭に置きつつ、学習者主体の視点を強く意識した教育活動を展開していくことが重要です。そのためには、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することを通して、児童生徒の主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）を実現できるよう、教師が授業の改善をしていくことが必要です。その際、当事者意識を持って意見の対立やジレンマをどう解決していくかといった観点も重視する必要があります。

また、こうした学びを進めていくためには、ICT の活用が効果的であり、デジタル・シティズンシップ¹⁷の考え方が重要です。その際、子供たちが主体的に、ICT を「文房具」として活用したり、電子書籍を含む多様な資料を選択・活用したりできるようにして、学びの

¹⁵ PISA では、日本は 2018 年調査において高得点グループに位置しており、OECD の長期的トレンドに関する分析によると統計的に有意な変化がない国・地域に分類されている。また、TIMSS（国際数学・理科教育動向調査）は 4 年ごとに実施されており、1995 年調査の 500 点を基準に得点が標準化されているため、算数・数学と理科の平均得点を経年で比較することができる。IEA（国際教育到達度評価学会）の分析によると、1995 年から 2019 年にかけて、日本の小学 4 年生・中学 2 年生の算数・数学、理科の平均得点は有意に高くなっており、国際的にみて高い水準を維持している。

¹⁶ TIMSS は 4 年ごとの調査で難易度が調整されているため、算数・数学と理科の学力を経年で比較できるが、1995 年と 2019 年の中学 2 年生を比べるとほとんど変わっていないとの指摘もある。PISA も、2000 年と 2018 年の高校 1 年生の学力を比べると、学力はほとんど変わっていないとの指摘もある。

¹⁷ 児童生徒を ICT 機器から遠ざけるのではなく、その有用性を前向きに捉え、教育活動の内外において日常的に活用できる環境を整備し、デジタル・リテラシーを高め、デジタル情報に対する批判的態度を育成すること。

スタイルを転換していくことも大切です。また、こうした主体的な学びを通じて育成される資質・能力が緊急時の円滑な学びの継続・保障にもつながることにも留意すべきです。

こうした取組を進めるに当たっては、学習に関するデータ（学習履歴：スタディ・ログ）や生活・健康に関するデータ（ライフ・ログ）、教師の指導・支援等に関するデータ（アシスト・ログ）を適切に収集し、活用していくことが極めて重要です。これによって、子供たちの探究的な学びが充実するとともに、教師は一人一人に応じた指導や子供の抱える問題に丁寧に対応することができるようになり、さらに行政はデータによる現状把握・政策立案が可能になります。

これらの取組と併せて、少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備、教師の質の向上、多様な人材の活用等を推進する必要もあります。

① 一人一台端末の本格運用に係る環境整備

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、「GIGAスクール構想」により整備された一人一台端末と高速通信ネットワークが、令和3年4月から本格運用されています。家庭への持ち帰りを前提に小中学校の一人一台端末の活用を推進し、データ駆動型の教育への転換による学びの変革につなげる必要があります。

- 国は、端末の持ち帰りも含め、安全・安心に端末を取り扱う方法¹⁸等に関する手引等を策定し、保護者への周知をはじめ更なる利活用を促進する。その際、低所得世帯向けの通信費を支援する。
- 国は、児童生徒の近視の実態やライフスタイルとの関連を調査するとともに、その結果を生かし、視力低下を防止するための対策等を推進する。
- 国は、低所得世帯の高校生に対する端末整備や通信環境を支援する。
- 国は、GIGAスクールの実施状況等も踏まえつつ、将来的にBYOD¹⁹への移行も見据え、デバイスや仕様の考え方、将来的な支援方策の在り方を整理する。
- 国は、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定し、ゼロトラスト²⁰の考え方を踏まえつつ、クラウドの有効活用が可能となるセキュリティ対策を示す。また、個人情報保護制度の見直し²¹を踏まえ、個人情報の保護に関する法律改正

¹⁸ 家庭での効果的な活用方法、破損・故障の際の補償を含む。

¹⁹ Bring Your Own Device の略称。個人の端末を学校に持ち込み、授業に活用すること。

²⁰ 「内部であっても信頼しない、外部も内部も区別なく疑ってかかる」という「性悪説」に基づいた考え方。利用者を疑い、デバイス（機器）を疑い、許されたアクセス権でも、なりすまし等の可能性が高い場合は自動的にアクセス権を停止する。防御対象の中心はデータ、デバイス等のリソース。

²¹ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の3本の法律を1本の法

後は新法に基づき、学校教育における取扱いを示す²²。さらに、今後整備する「ガバメントクラウド (Gov-Cloud)」²³を全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、教育分野の情報システムの在り方について、具体的な課題等を踏まえた対応方策を示す。

② データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進

これからの教育は、ICT を活用してデータ駆動型の教育へと転換する必要があります。これによって、学習履歴等の教育データを活用した一人一人に応じた指導や、子供の状況や発達段階に応じた対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化などが可能となり、学びの変革の推進が期待されます。また、デジタル教科書の普及促進や教材・コンテンツの開発・共有についても推進する必要があります。その際、オンライン上の様々な学習コンテンツや民間の知見も適切に活用することで、子供たちの可能性は更に広がると考えます。

これらの取組の推進に当たっては、子供たちが、自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることができるよう、学習者主体の学びのキャリアラムや環境についての方策の検討も重要です。

こうした動向も踏まえつつ、大学入学者選抜においては、教育再生実行会議第四次提言（平成 25 年 10 月）の高大接続改革の理念も踏まえ、高等学校における主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通じて育成される学力の 3 要素²⁴を的確に評価することも重要です。

（学習履歴等の教育データの利活用）

- 国及び地方公共団体は、①児童生徒に関するデータ（学習履歴（スタディ・ログ）や生活・健康に関するデータ（ライフ・ログ）、②教師の指導・支援等に関するデータ（アシスト・ログ）、③学校・自治体に関する行政データ等の取得や効果的な活用²⁵を促進する。また、学習マネジメントシステム（学習 e ポータル：初等中等教育版 LMS）²⁶

律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するための法案が国会で成立し、公布されている（令和 3 年 5 月 19 日）。

²² 例えば、個人情報等を扱うルール、セキュリティやアクセスの主体・範囲の明確化、オプトイン（本人が同意した個人情報だけを第三者に提供する方式）・オプトアウト（個人情報を第三者に提供するに当たって、本人が反対しない限り同意したものとみなし、第三者提供を認める方式）の取扱い、保護者認証、ガバナンスなど。

²³ 政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしている。原則、基幹業務システムについては、令和 7 年度末までに、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにするため、業務システムの更新時期が近づいている市町村や、将来を見越して希望する市町村を対象に、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（デジタル庁設置後はデジタル庁）は、ガバメントクラウドを活用して業務システムをオンライン利用する先行事業を実施。

²⁴ 知識・技能、思考力・判断力・表現力等、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度の 3 要素。

²⁵ 大阪市では、「エビデンスに基づいた学校教育の改善に向けた実証事業」（統合型校務支援システムを発展させ、これらの校務の情報を学習記録データ等と有効につなげ、学びを可視化することを通じ、学習指導や生徒指導等の質の向上や、学級・学校運営の改善等に資するための実証研究）により、3つのログの取得や効果的な活用を推進している。

²⁶ 学習マネジメントシステムは、児童生徒ごとの様々な学習ツールの窓口となるシステム。LMS は、Learning Management System の略称。

や、CBT²⁷、電子化された健康診断情報の活用を促進する。その際、学習者の主体的な学びを支援するための相談等の機能も検討する。

- 国は、これらの教育データについて、個人が学習等に活用する際のサポート、教師による個に応じた指導や支援、蓄積されたビッグデータの分析による新たな知見の創出や政策への反映等を実現するため、環境の構築に向けた全体構想を示す²⁸。

(デジタル教科書・教材・コンテンツ)

- 国は、令和6年度を見据え、デジタル教科書に関する全国的な検証の結果も踏まえ、紙の教科書との関係、無償措置の対象、検定・採択などの制度上の位置づけや、標準的な規格や機能について、財政負担も考慮した上で、今後の在り方を明確にする²⁹。その際、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する方策を検討するとともに、デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材との連携を推進する。

- 国は、どの地域でもより充実した学習コンテンツを活用できる環境整備に取り組む。

(対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化)

- 国は、遠隔・オンライン教育の有効活用のための効果検証を行うとともに、児童生徒の発達段階や状況等に応じ、同時双方向やオンデマンド等も活用した最適な授業モデル、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びの授業モデルについて優良事例の収集と全国展開を図る。また、先端技術や教育データを効果的に利活用できるよう実証を行う。

- 国は、高等学校における遠隔授業³⁰の単位上限(36単位)の算定の弾力化³¹の周知を図る。また、中山間地域や離島の高等学校において遠隔授業を実施する際に、受信側の教室において教師以外の者が学習支援を行うことを特例的に可能とし、受信側の体制の在り方について実証研究を進める。

- 国は、EdTech³²を活用したモデル事例の創出・効果検証を進め、教師の研修機会の創出等を通じ普及策を講ずる。また、STEAM学習に向け、オンライン探究型EdTech教材等を開発し、オンライン・ライブラリを拡充し、全国での活用を推進する。

²⁷ Computer Based Testing の略称。コンピュータ使用型調査のこと。

²⁸ 大学におけるオンライン教育により蓄積される学修記録を分析・解析(ラーニングアナリティクス)した教育改善、個人情報保護の上での医療データの研究への活用など、様々なノウハウも参考にする。

²⁹ 採択時の教科書見本の形態、指導者用デジタル教科書の整備にも留意する。

³⁰ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第88条の3「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる」

³¹ 主として対面により授業を実施するものは単位数の算定に含める必要はないとの取扱い。

³² EdTechとは、Education(教育)とTechnology(テクノロジー)を掛け合わせた造語。教育現場にデジタルテクノロジーを導入することで、教育領域に変革をもたらすサービス・取組の総称。

- 国及び地方公共団体は、探究的な学びや様々な体験活動を促進する。また、DX など時代の要請に即した検定・資格試験等の見直しを促進する。

(ウェルビーイング)

- 国及び地方公共団体は、個人と社会全体のウェルビーイングの実現のため、児童生徒が、社会を構成する当事者として、自ら主体的に学んでいくことができるよう、学習者主体の視点を重視し、学校教育全体を通じた取組を推進する。また、ESDをはじめとする学校での学びを通じてSDGsの達成に資する人材育成の取組を推進するほか、日本型教育の海外展開(EDU-Port ニッポン)等の知見やユネスコスクール事業³³の活用等により、更なる国際化を図る。

(大学入学者選抜)

- 国は、大学入学者選抜において、高等学校における学習成果を適切に評価する多面的・総合的な評価の在り方を明確にする。

③ 学びの継続・保障のための方策

新型コロナウイルス感染症の発生により、学校現場ではICTの活用や分散登校の実施など様々な感染症対策を講ずることにより、学びを止めないための努力がなされましたが、オンラインを活用した教育が必ずしも十分に実施されなかった学校もありました。

コロナ禍はもちろん、今後、新たな感染症の流行や災害などの不測の事態が生じた際にも、学校やその設置者は、学校教育活動を継続し、全ての子供たちの学びを保障していくことが極めて重要であり、企業等が積極的に取り組んでいるBCM(事業継続マネジメント)³⁴の考え方も踏まえつつ、取組を進めるべきです。併せて、そうした不測の事態が生じた時に、子供たちが主体的に考え、適切に判断し行動できるような資質・能力を育むことも必要です。

また、年々増加する不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた多様な支援が必要ですが、特別な教育課程が編成できる不登校特例校(17校)、不登校支援の中核となる教育支援センター(1,527箇所)³⁵の設置、自宅でのICT等を使った学習を出席扱いとし、その成果を評価に反映することができる制度の活用等は必ずしも十分ではありません。

³³ ユネスコスクールはユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校であり、文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESDの推進拠点と位置づけている。

³⁴ BCM(Business Continuity Management)は、大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。

³⁵ 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和元年度:文部科学省)

こうした現状や、不登校が孤独・孤立の入口となり得ることも踏まえ、関係府省庁や民間団体とも連携し、ICTの活用等により多様な支援を不登校児童生徒に提供するとともに、障害のある児童生徒等を含め、誰一人取り残さない多様性と包摂性のある教育に取り組み、ウェルビーイングを実現する必要があります。

- 国は、学校・家庭において学習・アセスメントができるオンライン学習システム（CBTシステム：MEXCBT）³⁶を、希望する全国の小・中・高等学校等が活用できるようにする。
- 国は、学校等における学びの保障のための取組等による学習面・心理面への影響³⁷や、教育活動の継続に関する調査研究の知見を踏まえ、更なる効果的な政策に取り組む。また、教育格差縮小の観点も踏まえ、学習・生活上の課題や貧困などの子供の状況等に連動した政策も検討する。
- 国及び地方公共団体は、不測の事態が生じた場合でも学校が児童生徒等との関係を継続し学びを保障するための取組を推進する。また、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動できる態度などを育成するための取組を推進する。
- 国は、幼児教育段階でもデジタル化を推進し、家庭との連携の充実や教員研修の改善等の観点から、ICT環境の整備と効果的な活用を促進する。また、乳児期・幼児期と小学校との連続性を意識した国・自治体における幼児教育推進体制（幼児教育センター³⁸を含む）の充実・強化やスタートカリキュラムの充実を促進する。
- 国及び地方公共団体は、全ての不登校児童生徒に対し、多様な支援を提供するため、その支援の中核となる教育支援センターの設置促進やアウトリーチ型支援の実施、ICTの更なる活用、民間団体との連携促進など、機能強化策を検討する。また、不登校やひきこもり、いじめ問題の対応のため、データをもとに現状を把握し、未然防止の取組を進めることを検討する³⁹。

³⁶ 文部科学省が令和2年度にプロトタイプを開発、各種調査や高等学校卒業程度認定試験等の問題をデジタル化。令和3年度から全国展開。

³⁷ 同一児童生徒を追跡するパネル調査も行い、今後起きうる状況の変化等も把握できるようにする。

³⁸ 都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供（幼児教育アドバイザー候補者の育成を含む）や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。

³⁹ データの活用については、教育に関するビッグデータの整備状況を踏まえつつ、その将来的な活用可能性も含めて検討する。

- 国は、病気療養中の児童生徒に対する遠隔教育⁴⁰の活用方法に関する実証研究をはじめ ICT を活用した障害のある児童生徒等への支援や、在外教育施設の ICT 環境整備を推進する。

④ 学びの多様化等

ICT を活用した学びの推進に伴って、履修主義と修得主義を二項対立でとらえるのではなく、発達段階に応じて両者の最適な組合せを図り、履修主義を基盤としつつ、可能な限り修得主義の考え方を取り入れた教育の実現を目指す必要があります。

また、学年・学校段階を超えた学びや、高等学校教育と大学教育との円滑な連携・接続の観点からの大学教育の先取り履修など、学びの多様化を推進する必要があります。その際、特異な才能のある児童生徒や特別な配慮を要する児童生徒について、個々の特性に応じ個性を存分に伸ばせるよう配慮することも大切です。

特に、高等学校段階では、教育再生実行会議第五次提言（平成 26 年 7 月）における「高等学校の早期卒業の制度化」の提言も踏まえ、大学への飛び入学者に高等学校卒業資格を付与する制度を可及的速やかに実現するなど、更なる取組を進めることを求めます。

- 国は、学習の遅れのみられる児童生徒にはより重点的な指導を行ったり、学習進度の速い児童生徒には主体的に発展的な学習に取り組む機会を提供したりするなど、オンラインを活用した授業の好事例を示す。また、必要に応じて、学年・学校段階を超えた学びが許容されることを周知する。高等学校においては全日制・定時制・通信制の課程を超えた学びも促進するとともに、それらの在り方についても検討する。
- 国は、校長がリーダーシップを発揮し、個別最適な学びと協働的な学びを充実できるよう、教育課程の柔軟な編成・実施ができることについて周知を図る。
- 国は、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築⁴¹の早期実現を図り、SDGs の達成を牽引するイノベーティブなグローバル人材育成に向け、高等学校と大学等が連携した先取り履修などの学習プログラム等を開発し、全ての高校生がオンライン・オフラインで参加可能とする⁴²。さらに、世界レベルの文理横断型のリベラルアーツ教育等を推進する拠点校を整備する。

⁴⁰ 遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育のことを指す（遠隔教育の推進に向けたタスクフォース「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成 30 年 9 月 14 日：文部科学省））。

⁴¹ 高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて履修可能とする高校生の学習プログラムの開発と実践を担うものとして想定されており、各都道府県で国立、公立及び私立の高等学校等を拠点校として整備し、全ての高校生がオンライン・オフラインで参加することを可能とする仕組みを持つことが目指されている。

⁴² 他大学で修得した単位についても、進学先の大学において当該大学の教育課程の一部に相当し教育上有益と判断する場合には、単位互換を認めることができる旨を周知する（P24 参照）。

- 国は、飛び入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校の3年間の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定し、高等学校卒業資格を付与する制度を創設する。

- 国は、高等学校の中退予防のための支援策の効果検証等を通じて中退防止に努めるとともに、中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。

(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備

これからの教師は、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、教育データを効果的に活用しながら、子供たちの学びをファシリテートしていくことが求められます。このため、国は、学校における ICT の活用とその効果を最大化する少人数によるきめ細かな指導体制を車の両輪として、一人一人に寄り添った指導ができるようにしていく必要があります。

このことを踏まえ、(1) で述べたデータ駆動型の教育を強力に推進するとともに、少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備、教師の質の向上、多様な人材の活用、働き方改革、効果検証等を総合的かつ効果的に組み合わせて実現していく必要があります。

① 少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備

初等中等教育ワーキング・グループにおいては、令和2年9月8日、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備や関連する施設設備等の整備を進める方向で議論するとの方角性を確認し、その後、この方向性に沿って、一人一台端末の下での個別最適な学びと協働的な学びの実現や感染症対策のための身体的距離の確保を図る方策について議論を進めました。

このような議論も踏まえ、国においては義務標準法⁴³を改正し、令和3年度から5年間で公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準を40人（第1学年は35人）から35人に引き下げるとともに、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとしました。こうした改革と同時に、(2) ②で述べる教師の質の向上、多様な人材の活用、働き方改革等を進めるとともに、その取組状況の検証等を踏まえ、中学校を含め、学校の望ましい指導体制の在り方について検討することが求められます。私立・国立の小中学校についてはそれぞれの教育方針に沿って運営が行われている中で、これらの公立学校の取組や検討、各私立・国立学校の取組等の状況を踏まえた検討が求められます。併せて、幼児教育の活動の更なる充実や、障害のある児童生徒の多様な学びの場の一層の充実・整備に向けた望ましい指導体制の在り方について引き続き検討することが必要です。このほか、人口動態等を踏まえ、学校の規模についても、実態把握や検証等を行い、望ましい在り方を考えていく必要があります。

(少人数学級)

- 教職員定数の適切な配置、質の高い教師の確保、外部人材の活用や少人数学級の効果検証等について、地方公共団体と連携した協議の場における議論等も踏まえつつ定期的に検証・改善を図り、その結果を踏まえ、今後の学校の望ましい指導体制の在り方について検討する。その際、少人数学級の効果について多面的な観点から検証を行う。

⁴³ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）。義務教育水準の維持向上のため、公立の義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準について定めている。

- 少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチング等のきめ細かな指導や、小学校における専科指導、いじめ・不登校等に係る指導等のための加配定数は、学校現場で極めて重要な固有の役割を担っていることを踏まえ、国は、引き続き必要な教職員定数の確保に努める。

(施設設備の整備)

- 国は、地方公共団体が少人数学級に対応した施設整備を計画的に行うことができるよう、施設費国庫負担法⁴⁴に基づく新增築に対し支援を行うとともに、余裕教室の改修や個別施設計画⁴⁵も踏まえ、長寿命化改修の機会を活用した整備を行う際にも必要に応じ支援を行う。また、国及び地方公共団体は、一人一台の情報端末に対応した教室用机(新 JIS 規格⁴⁶)、情報端末の充電保管庫等の導入等の普及を図る。
- 国は、安全・安心な教育環境を確保しつつ、多様な学習活動に対応し健やかに学習・生活できる施設環境⁴⁷、複合化・共用化等の効率的・効果的な整備など、新たな学校施設の在り方を「令和時代の学校施設スタンダード」として明確化した上で、老朽化対策と質的整備を一体的に行う長寿命化改修等を通じた積極的な整備を支援する⁴⁸。

② 教師の質の向上、多様な人材の活用等

我が国の学校教育は、全国の学校現場で多くの教師が真摯に教育活動に取り組んでいることによって支えられています。一方、学校現場はこれまでも対応すべき課題が多かった上に、コロナ禍で多忙化に拍車がかかっているとも指摘されていますが、コロナ禍で大きく変化しつつある社会に柔軟に対応していくためには、教師をはじめとする学校関係者にも変化に応じた意識改革が必要であると考えます。

まず、教師の指導に関しては、学習者主体の視点を強く意識して教育活動に当たっていただきたいということです。また従来、学校現場では一斉授業を前提としたいわゆるチョーク・アンド・トークの指導力が重視されてきました。こうした力は指導の基本としてこれからも必要ですが、今後、ICT も活用した協働的な学びが増えていく中で、子供同士の議論をファシリテートする力や ICT 活用指導力がこれまで以上に重要になっていくと考えられます。新たな学びを実現していくためには、全ての教師がこれらの点を自覚する必要があります。

⁴⁴ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)。公立の義務教育諸学校の建物の建築に要する経費について、国がその一部を負担すること等を定めている。

⁴⁵ 「個別施設毎の長寿命化計画」の略称。国と地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)等に基づき、効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減や予算の平準化等を目的として、各インフラ管理者が策定する計画。

⁴⁶ 多様な教材や学習形態などに対応できるよう机面の寸法を広げ、机面の大きさに自由度を設けた「日本産業規格学校用家具―教室用机・椅子(JIS S 1021)」(最終改正:平成23年)を指す。

⁴⁷ オープンスペースの整備や施設のバリアフリー化、空調やトイレ等の衛生環境の整備を含む。

⁴⁸ 具体的な方策として、例えば、自治体における横断的な実行計画の策定、先導的モデル研究を通じた新たな学校施設モデルの提示、財政支援制度の見直し、学校施設整備指針の見直し、好事例の普及促進等に取り組む。

次に、学校運営には、教師以外にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT 支援員、事務職員など多くのスタッフが関わっています。学校が社会の変化に適切に対応していくためにも、教師が全ての業務を行うという発想から、校長の下に多様なスタッフが専門性を生かしつつ協働して学校を運営することへの転換が必要です。このような「チーム学校」の意識を共有することも必要です。

さらに、ICT を活用して校務の効率化を進めることが、教師の負担を軽減し、働き方改革につながり、ひいては教育の質を高めることにつながります。このため、これまでの校務の処理方法のまま単に ICT を取り入れるのではなく、ICT 活用のメリットを生かせるように校務処理の発想を抜本的に刷新していくという発想の転換が必要です。

こうした意識改革は、教師の中には、ハードルが高いと感じる方もいるかもしれませんが、しかし、コロナ禍を機に世の中が大きく変わりつつある中、これからの時代を生きる子供たちを育てていくため、今こそ発想を変えるべき時であり、教師をはじめとする学校関係者には、ぜひ変化を恐れずに積極的に取り組んでいただきたいと考えています。

このような意識改革は、教師をはじめとする関係者一人一人に心がけていただくとともに、学校の設置者においても、組織的に意識改革を促す取組を進めていただきたいと考えています。

これからの教師の資質能力⁴⁹を向上させるためには、上記で述べた意識改革を図りながら、新たな学びにふさわしい養成・採用・研修へと抜本的に改革していくことが求められます。その際、教師の負担が増えないよう研修の機会や内容などをスクラップ・アンド・ビルドしていく必要があります。こうした改革を進めるに当たっては、データにより学校現場の現状把握や児童生徒に与える効果の検証を行うことにも留意する必要があります。

また、教員免許を持たない人の中にも、教育への熱意や様々な分野の専門性を生かして教育に携わりたいと考えている方も少なくないことを踏まえ、こうした方々を教育界に迎えるための方策を拡充していくことも必要です。

同時に、このような取組の前提として、働き方改革を通じて教師自身のウェルビーイングや教職の魅力を高めていくことが強く求められます。

(養成・採用)

○ 国は、大学の教職課程において、教科等横断的な ICT 活用に関する科目の新設など、抜本的改革を図る。また、教師に求められる資質能力を国内外の研究成果も踏まえ明らかにするとともに、教員免許の在り方、教職課程の高度化や教員養成大学の在り方等について総合的な観点から見直す⁵⁰。これらの見直しに当たっては、これからの学校教育には、個人と社会全体のウェルビーイングの実現、ICT も活用した個別最適な学び

⁴⁹ ICT 活用、デジタル・リテラシー、基礎的なデータの理解・分析等に関する資質能力を含む。

⁵⁰ 見直しに当たっては、教師不足（不足数、要因や解消に向けた取組等）に関する実態調査のほか、教師の属性（入職前の経歴（民間企業等勤務経験の有無など）、勤務経験年数、教員免許状の学校種・教科等）などについての調査も行う。

と協働的な学びの一体的な充実、教育格差の問題への対応等が不可欠であることにも留意する。

- 国は、教師の採用における ICT 活用指導力の評価を促進する。

(研修等)

- 国は、独立行政法人教職員支援機構の機能強化を図り、研修成果の検証等を行いつつ、教師向けオンライン研修プログラム等の効果的な研修の展開を図る。また、国及び地方公共団体は、指導主事、管理職、教師等への体系的・統合的な研修や大学院での学びを促進する。併せて新たな学びを踏まえ、データに基づく教師の指導力の検証・向上の取組を推進するほか、管理職の組織マネジメントを支援する(学校の権限・予算等の裁量の拡大を含む)。

- 国は、教師の質の向上と数の確保が両立できるよう、過去の改革等の成果や課題も踏まえ、教員免許更新制や研修をめぐる制度に関して抜本的な改革⁵¹を行う。

(多様な人材の活用、働き方改革等)

- 国は、社会の多様な人材⁵²が現場に柔軟に参画できるよう、特別免許状を含む教員免許の在り方を見直す。また、大学の教職課程を修了していなくとも教師になれるよう、多様なルートを確保する。併せて、小学校と中学校の両方の免許状を取りやすくする制度的措置⁵³を講ずる。

- 国及び地方公共団体は、学校の実情に応じて様々なスタッフ職⁵⁴の配置を支援し、「チーム学校」による協働的・組織的な取組を推進⁵⁵するとともに、少人数学級の計画的な整備や小学校高学年における教科担任制の導入等を行う。また、同時に、部活動改革やテレワークを含む先進事例等の情報発信や、ICT の利活用等による学校業務の効率化により、働き方改革を推進する。

⁵¹ 更新講習の受講期限延長の状況等のデータの収集や現場の教師・再任用者をめぐる状況把握等も行う。

⁵² 例えば、大学院で学位を取得している研究者、海外での勤務がある人、スポーツ指導法を修めたアスリート、発達障害に関する専門家、ケースワーカー、AI やプログラミングの専門家、ジャーナリスト、弁護士などの国家資格の取得者、公務員出身者など。

⁵³ 養成段階において、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」の創設。また、現職段階において、中学校の免許状を持つ教師が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件を弾力化。

⁵⁴ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ICT 支援員、学習指導員、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員等。

⁵⁵ 様々なスタッフ職の配置(外部人材の活用)の効果について、個々の配置目的に応じた観点から把握・検証し、教師と多様なスタッフが役割分担しながら、質の高い教育を行う学校指導・運営体制の構築を図ることを含む。

- 国は、統合型校務支援システムの全自治体における導入促進などを図るとともに、校務を軽減する合理的なモデルの構築を目指す。
- 国は、学校における働き方改革の進展状況や令和4年に実施予定の教師の勤務実態調査の結果等を踏まえ、法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、大学、短大、高等専門学校、専門学校（以下「高等教育機関」という）における面接授業⁵⁶の停止・縮減、国際交流事業の中断など高等教育にも甚大な影響を及ぼしています。各高等教育機関においては、感染予防を図りつつも、遠隔・オンライン教育の導入をはじめとして学生に質の高い学修⁵⁷機会を提供するべく様々な努力がなされています。今回のコロナ禍は、高等教育の在り方を問い直す契機ともなっており、予測困難な時代を迎える中で、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができる個人を育むことが、高等教育の果たすべき役割として、より一層重要になっています。加えて、海外の大学ではコロナ禍においても、遠隔・オンライン教育を活用した質の高い教育プログラムを提供するなど、優秀な留学生を獲得しようとする動きが見られます。このように世界的な人材獲得競争が激しさを増し、各国がそれぞれ新たな取組を模索する中で、我が国においても、世界に先駆けて新しい高等教育の姿を構築していく必要があります。

（1）ニューノーマルにおける高等教育の姿

（コロナ禍を契機とした遠隔・オンライン教育の普及・進展）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、多くの高等教育機関において、遠隔・オンライン教育⁵⁸が導入、実施されました。緊急事態宣言下の令和2年5月時点では、約9割の大学・短大・高等専門学校（以下「大学等」という）が全面的に遠隔授業を実施する状況⁵⁹にありましたが、その後の調査では、ほぼ全ての大学等が面接授業を実施する一方で、約8割の大学等が面接授業と遠隔授業を併用する予定であると回答⁶⁰しています。平成30年度に遠隔授業を実施する大学等が28%⁶¹であったことを考えると、コロナ禍を契機として、学生の学修機会を確保する手段として遠隔・オンライン教育が急速に普及・進展していることがわかります。そのメリットとしては、大学教員や学生等からは、自分のペースで学修がしやすい、国内外の他大学等の授業を受講することができたといった学修の充実に関する意見や反転授業の導入など授業の工夫・質の改善につながったとの意見がありました。また、通学が困難な学生に対して学修機会が提供できる、オンラインによって渡航することなく異文化交流や国際体験ができ、多国間で国際交流の機会が確保できるといった意見も見られました。

他方、ICT機器を用いた授業視聴時間の増加に伴う健康面での影響、新入生等は教員や同級生との十分な交流の機会がなく孤独・孤立に陥りがちであること、視聴覚障害者にと

⁵⁶ 本提言の2. においては、教室等において対面形式で行う授業を「面接授業」とする。

⁵⁷ 本提言の2. においては、大学における学びを、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定に基づき「学修」とする。なお、別の規定や用例がある場合はそれに従う。

⁵⁸ 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）に定める、メディアを利用して行う授業のことを指す。

⁵⁹ 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況」（令和2年5月27日：文部科学省）

⁶⁰ 「大学における後期等の授業の実施方針等に関する調査結果」（令和2年9月15日：文部科学省）

⁶¹ 「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和2年10月5日：文部科学省）

ってメリットを受けづらいこと、異文化交流や国際体験に際しての時差への対応といった課題も指摘されています。

こうした状況を踏まえて、ポストコロナを見据えた高等教育の在り方を考えるに当たって、次の3つの視点が重要です。

第一に、遠隔・オンライン教育は、高等教育の新たな可能性を拓くものであり、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても後戻りをすることはあり得ないという点です。このため、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要です。また、教育のデジタル化により、学修ログを集め学生の学修内容や理解度をデータとして可視化して教育効果を評価することや、それらのデータに基づき教育改善を行うことも必要です。

第二に、大学等は、単に知識・技能を修得するためだけの場でなく、正課外活動も含めた学生生活全般において、教職員・学生間、留学生や社会人も含めた学生間における多様な協働・交流を通じた社会性や対人関係能力の涵養等が行われることに価値があるという点です。このような全人格的な教育の場としての大学等の学び、経験の全てが遠隔・オンライン教育に代替されるものではないことに留意する必要があります。

第三に、多くの大学等においては、遠隔・オンライン教育の取組は緒に就いたばかりであり、試行錯誤しながら改善を図っている段階にある点です。遠隔・オンライン教育で質の高い授業を行うためには人手がかかるとの意見もありますが、その効果を評価するためには、他の条件（教員、科目、学年等）を一定にした上で、面接授業の効果と比較をする必要があります。海外では、例えば、遠隔・オンライン教育は学生の属性（学力、学年等）によって効果が異なるとする研究結果があるなど一定の研究が行われていますが、我が国ではそのような研究は極めて乏しいのが現状です。遠隔・オンライン教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものかなどについて、教育実践の検証や評価を通じて、知見を蓄積していくことが重要です。

（ニューノーマルにおける高等教育の姿）

各高等教育機関においては、その多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、何を身に付けることができるのか」を明確にし、学修者本位の教育を実現することが求められています。特に、これからの社会においては、個人と社会全体のウェルビーイングの実現のため、初等中等教育と連携を図りながら、学修者が自ら意欲的・主体的に学び、成長することができるようにしていくことが必要であり、学びの多様化を進め、より多くの人に対して高等教育を受ける機会を充実することが大変重要になります。

社会経済の不確実性が一層高まる中、高等教育が果たすべき使命とは、教育研究活動の充実・高度化を通じて、社会変革の牽引役として、人類にとって未知の領域を切り拓き、主体的・創造的に解決策を提示すること、そしてそのための人材を育成していくことにあります。

このような教育の実現に向けて、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、ニューノーマルに

おける高等教育の姿として、学修管理システム（LMS）⁶²等の ICT や遠隔・オンライン教育の活用など教育のデジタル化を効果的に進め、データ駆動型の教育への転換を図っていくことが必要です。そして、我が国の高等教育のシステムを「入口での質保証」から「出口における質保証」へと転換⁶³していくことが求められます。また、ICT の活用により、社会人や高齢者、障害などにより学修が困難な方々などの多様な学修者が「いつでも、どこでも、誰でも、何度でも」質の高い高等教育を受ける機会を提供するなど、学びの多様化を進めることが重要です。加えて、感染症の流行や災害時などの不測の事態においても学生の学びを保障できる教育環境を実現していくこと、学生に寄り添うきめ細かな支援体制の整備・充実を図ること、遠隔・オンライン教育を含め ICT 活用の利点を生かした大学経営の合理化・効率化が求められます。

① 遠隔・オンライン教育の推進

大学等においては、今後、面接授業と遠隔・オンライン教育を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育の確立や教育のデジタル化によるデータ駆動型の教育への転換等により、主体的な学びの質を高める取組が進展することが期待されます。多くの大学教職員にとっては、遠隔・オンライン教育は新たな試みであり、知識や経験、ノウハウ等を十分に有していないことも踏まえれば、知見や資源等を大学間や教職員間で共有し、有効活用することや、企業との連携により質の向上に取り組むことも有効であると考えられます。

加えて、遠隔・オンライン教育におけるリソースを広く積極的に発信することは、大学等で学ぶことの意義・魅力を社会に伝える上でも大変重要です。

また、コロナ後の新しい学修スタイルの実現に向けて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえて遠隔・オンライン教育の検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を検討するとともに、大学設置基準や設置認可制度、認証評価制度など、その質保証システムの在り方についても、18 歳人口が減少する中での高等教育の果たす役割を踏まえ、多様で質の高い学びを支える観点から、見直しに向けて検討を進めることが必要です。

- 大学等は、デジタル技術を活用した遠隔・オンライン教育の進展も踏まえ、学修者本位の教育の実現、学生の学びの質の向上、STEAM 人材や地域社会の担い手の育成を図る観点から、次のような取組を積極的に進める。国は、こうした大学の取組を支援し、高等教育の DX を迅速かつ強力で推進する。
- ・ 遠隔・オンラインでの事前学修をもとに対面で演習を中心に意見交換を行う反転授業や同じ授業を対面とオンラインとで同時に行う授業、オンラインと地域実践学修を組み合わせた教育プログラムなど、面接授業と遠隔・オンライン授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型の教育の実施

⁶² 学修者の登録や教材の配布、学修履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分布、学修者との連絡等の機能を有する学修の運用を管理するシステムのこと。

⁶³ 例えば、入試を過度に重視する仕組みから、学修成果を重視する仕組みへと転換していくことが必要との意見があった。

- ・ LMS の活用により、学生の学修内容や理解度をデータとして可視化し、これを利用した学生個人に応じた教育の実施（学生の理解度に応じた授業の工夫や、より体系化されたカリキュラム編成の促進、学生の学修履歴を踏まえた履修指導など）
- ・ バーチャル・リアリティ（VR）⁶⁴等を活用した効果的な実験・実習・臨床教育の導入
- ・ オンライン環境下での試験実施方法の開発など、新たな学修評価方法の開発
- ・ 遠隔・オンライン教育を含む大学教育の質の向上のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）⁶⁵、スタッフ・ディベロップメント（SD）⁶⁶の充実・高度化

○ 国は、大学等が設置者の枠組みを超えて遠隔・オンライン教育等のリソースを共有・有効活用し、学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応できるよう、大学等連携推進法人の活用や大学コンソーシアム・大学間連携などの取組を通じた単位互換制度の活用、MOOC⁶⁷の戦略的な活用を促す。また、大学等はこれらのリソースを国内外に向けて積極的に公開する⁶⁸。

○ 国は、高等教育の DX に向けたアイデアを募集し、公開イベントでの提案やコミュニティの形成を通じて、デジタル技術を用いて授業等を改善する機運の醸成、教育にエフォートを割く教員の奨励、社会の高等教育への参画を促すとともに、デジタル技術を活用した授業等改善の知見の蓄積・共有を図る。

○ 国は、遠隔・オンライン教育の単位数上限（60 単位）⁶⁹算定の考え方の明確化を図り、周知する。また、国や大学等は、遠隔・オンライン教育がどのような属性の学生に対してどのような効果があるのか、どのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせの在り方はどのようなものかなどについて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえながら検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を速やかに検討する。

○ 国は、ニューノーマルにおける大学等の姿を実現するための仕組みを構築する観点から、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化の検討と併せて、通学制と通信制の区分を含めた大学設置基準の在り方や設置認可制度、認証評価制度の見直しなど、時代

⁶⁴ 仮想現実。コンピューター上に CG 等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術のこと。

⁶⁵ 教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称であり、例えば、教員相互の授業参観の実施や授業についての研究会の開催、新任教員のための研修会等が挙げられる。

⁶⁶ 職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。なお、「職員」には、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。

⁶⁷ Massive Open Online Course：大規模公開講座。インターネット上に無料で公開され誰もが受講可能な講座のこと。

⁶⁸ 将来的に、大学の有する優れた授業動画を一元化したプラットフォームを構築して、多様な学修者の学びを推進する仕組みへと発展させることも考えられる。

⁶⁹ 大学設置基準第 32 条第 5 項により、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、同令第 25 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとしてされている。

に即した質保証システムの在り方について見直しに向けた検討を速やかに行う⁷⁰。その際、教育施設の在り方についても、大学教育の質保証の観点も踏まえて検討する。

② 教学の改善等を通じた質の保証

我が国の大学教育は、学生に密度の高い学修を促す教育システムとなっておらず、学生が修了時までに必要な能力を身に付けることを保証する「出口における質保証」が十分に行われていないこと、厳格な卒業認定がなされておらず、修得主義が徹底されていないことがこれまで問題視されてきました。

例えば、「令和元年度全国学生調査（試行実施）」⁷¹によれば、我が国の学生は授業以外の学修時間が短いなど、学修が不足している実態が窺えます。また、個々の教員の研究主題を重視するあまり授業科目が細分化されていることが指摘されています。こうした状況を踏まえ、大学は、「教学マネジメント指針」⁷²に基づく細分化された授業科目の統合や、学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込み等の改善を図ることが求められます。

「出口における質保証」の取組を進める上では、データの収集・分析、調査研究を通じて、どのような教育実践がどのような効果をもたらしているのかを明らかにし、知見の蓄積と共有を図ることが必要です。そのためには、同一の学生を長期にわたって追跡したデータを構築すること、行政データ⁷³と大学の業務データを照合して研究利用できるようにすることが重要です。海外⁷⁴では、例えば、税務情報等を用いて同一の学生を卒業後まで長期にわたり追跡し、大学に対する投資の費用対効果を評価するといった研究事例があります。我が国においても、このような行政データの研究への利活用の推進が望まれます。

○ 大学は、「出口における質保証」を考える上で、大学教育の成果の把握、評価・検証が重要であることから、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「3つの方針」という）⁷⁵に基づく体系的で組織的な大学教育を

⁷⁰ 令和3年3月29日、内閣府特命担当大臣（規制改革）と文部科学大臣との間で、大学設置基準、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、令和3年度中に結論を得ることが合意されている。

⁷¹ 令和元年11月25日～12月20日に515大学の学部3年生を対象に実施（有効回答数111,051人）。なお、我が国の学生の学修時間については、授業期間中の学部生の授業出席時間の平均は16.6時間、予習・復習・課題など授業以外の学修時間は平均で4.8時間にとどまっており、授業以外の学修時間が11時間以上とする大学1年生が5割を超える米国の大学（NSSE（The National Survey of Student Engagement））と比較しても非常に短い状況にある。国立教育政策研究所の調査（「大学生の学習実態に関する調査研究について」平成28年3月）によると、10～14科目を履修登録している学生の割合が大学1、2年生ともに5割以上、15～19科目を履修登録している学生も多く、米国等の大学と比較して学生が受講する科目等が多いことが明らかとなっており、密度の高い学修を困難にしている一因と考えられる。

⁷² 「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会）P18参照。

⁷³ 行政目的のために国や地方公共団体によって収集されたデータであり、調査によって集められたデータだけではなく、業務の一環で収集されるものも含む。

⁷⁴ 委員から、ノルウェーの研究事例について紹介があった。

⁷⁵ 「卒業認定・学位授与の方針」は、各大学等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針で、学生の学修成果の目標ともなるもの。

「教育課程編成・実施の方針」は、卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどう評価するかを定める基本的な方針。

「入学者受入れの方針」は、各大学等の教育理念、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針。

展開し、「教学マネジメント指針」に基づき、3つの方針を通じた学修目標の具体化、次のような教学の改善・改革を行うとともに、大学教育の成果や効果ある教育実践等について周知等を図る。

- ・ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっているべき能力の保証として機能するよう、「卒業認定・学位授与の方針」の具体的かつ明確な設定
 - ・ 密度の高い主体的な学修を可能とする前提としての授業科目の精選・統合、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込み
 - ・ 複数の情報を組み合わせて、学修成果・教育成果を多元的に把握・可視化
 - ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として、各大学の学生の成績分布の公表などを通じた成績評価の信頼性の確保
 - ・ FD 及び SD を通じた教職員の能力向上や教育改善活動の進展
 - ・ 教育成果や教学に係る取組状況などの大学の質に関する情報や「全国学生調査」等を通じた学生の成長実感など学びの実態に関する情報の積極的な公表
- 国は、各大学の教育改善、我が国の大学に対する社会の理解の促進や政策立案に際しての基礎資料として活用するため、「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計の改善や課題の整理を進める。
- 国は、教育行政の改善を目的とした研究における行政データの利活用に向けて一層の環境整備に努めるほか、データ貸与の改善による研究へのフィードバックの効率化を図る。

③ 学びの複線化・多様化

我が国の教育システムは、全体として、年齢によって決まった学年や学校種に進学するという年齢主義的な傾向が強く、また、基本的には、学校教育の段階で、就業後に必要とされる知識や技術を一通り修得させることが求められていました。「大学入学イコール 18 歳入学」、新卒一括採用といった慣行の下、高等学校・大学間など学校種を超えた学びが発展している状況になく、社会人等を対象としたリカレント教育（社会人の学び直し）についても、大学・産業界ともに、その可能性を十分に開拓しているとは言えません。

空間・時間の制約を取り払う遠隔・オンライン教育の特性も生かして、高等学校教育と大学教育の連携・接続の一層の円滑化、リカレント教育の充実・高度化等を図ることや、修業年限の弾力的な運用を促進し、社会人・高齢者、障害などにより学修が困難な方々などの多様な学修者が「いつでも、どこでも、誰でも、何度でも」質の高い高等教育を受けることができる機会を提供できるようにする必要があります。

高等専門学校については、デジタル化時代に求められる分野のカリキュラムへの導入などにより、社会的ニーズに対応した人材育成が行えるよう、一層の高度化を推進することが必要です。

また、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して実践的な職業教育を実施している専門学校についても、その特色や強みを生かして、職業実践専門課程の認定制度の活用等による質の保証・向上を推進するとともに、地域等での産学連携による職業教育機能の強化、外国人留学生の積極的な受入れ、リカレント教育プログラムの充実を一層進める必要があります。

- 国は、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築の早期実現を図り、高等学校と大学等とが連携した先取り履修などの学習プログラム等を開発し、全ての高校生がオンライン・オフラインで参加可能とする。（一部再掲）
- 国は、飛び入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校の3年間の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定し、高等学校卒業資格を付与する制度を創設する。（再掲）
- 国は、大学等が高校生を対象として行う遠隔・オンラインも活用した教育機会の提供を促進する。また、高校生が大学の授業科目を履修し、その後、当該大学に入学した場合には、当該大学において卒業単位として認められる先取り履修の活用を図るため、修業年限の柔軟化が可能となるよう制度改正を行うとともに、大学は、他大学で修得した単位についても、当該大学の教育課程の一部に相当し教育上有益と判断する場合には、単位互換を認めることができる旨を周知する。
- 大学等は、多様な学修ニーズへの対応や「出口における質保証」の観点から、通信制課程において、特に遠隔・オンライン教育を積極的に活用する。国は、通信制課程において遠隔・オンライン教育の単位数上限がないことを周知するなど、遠隔・オンライン教育の活用を促進する。また、現在は通信制課程を置いていない大学においても、コロナ禍において蓄積された知見・ノウハウを生かして、遠隔・オンライン教育による新たなカリキュラムの開発・実施を検討する。
- 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用⁷⁶や個別の単位に分けて学修するマイクロクレデンシャル（micro credential）の提供など、より多くの人々がアクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。
- 大学等は、誰もがいくつになっても新たなチャレンジができる社会を構築するため、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供や中退者等の

⁷⁶ 大学院においては、遠隔・オンライン教育の修得単位数に係る上限はない。

再入学希望に対する柔軟な対応を推進するとともに、長期履修制度に係る解釈の明示化・周知等を通じて、多様な学修者の学びを促進する。国は、社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムの構築や、多様な学修者が学びに関する情報に容易に接触できる機会を確保する。

- 専門学校は、職種転換を考えている人などへの教育機会の提供として、短期の学びを中心としたリカレント教育プログラムの開発を行う。また、高等学校教育と専門学校教育の連携・接続の取組の促進や地域等での産学連携による職業教育機能の強化など、地域社会や産業界のニーズに応じた教育プログラムの開発を行う。国は、こうした取組を支援するとともに、専門学校の魅力ある取組の情報発信を更に推進する。
また、国は、高等教育機関の連携を促進し、社会や経済ニーズに対応した教育プログラムの提供を推進する。
- 国は、生涯学習の一環であるリカレント教育を振興し、個人の学びを促進する。社会人がリカレント教育を受講しやすいように、eラーニング⁷⁷の活用などを含め、有効と考えられる講座の認定や体系化等、高等教育機関等へのインセンティブ設計を行う。また、リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標の開発を進める。産業界は、高等教育機関における学び直しの促進に向けたインセンティブとなる評価体系や人事制度の整備を進めていくことが求められる。
- 国は、AI と他分野を融合して課題解決につなげる人材育成体制の構築、防災・減災・防疫に関する教育研究の新たな実施など、社会的ニーズに対応した人材を育成するための高等専門学校教育の高度化を推進する。

④ デジタル化への対応（学務・教務等のデジタル化、デジタル化を担う人材の育成）

社会全体でデジタル化が急速に進む中、高等教育においても、①に挙げた取組等により、遠隔・オンライン教育の実施や LMS の導入・運用、データの収集・分析・利活用などによりデータ駆動型の教育を進めていくことが重要です。加えて、データの収集等にあたり、現場に負担がかからないような方法を工夫することも必要です。

大学等においては、教育改善や経営改革の方針等に基づき、戦略的かつ効率的にデータの収集・分析を行い、データに基づいた資源配分による経営の合理化を進めるとともに、学務・教務等のデジタル化を進めていくことも必要です。特に学修歴証明書のデジタル化は、フローニンゲン宣言⁷⁸に基づく国際的なネットワークの下で取組が進展し、既に世界標準となりつつあります。これによって学籍管理の負担が軽減され、事務職員の事務の効率化・生産性の向上が見込まれます。加えて、学生にとっては携帯性や利便性の向上につな

⁷⁷ ICT を活用して、同時性や双方向性を問わず学修を行うことができる方法。

⁷⁸ 学生の学修歴・成績・資格等のデータ閲覧や電磁データの携帯を可能にし、世界中の市民の学修・就職・転職の移動性を向上させる、「世界市民のための電子学生データ・エコシステム」の構築を目的とするもの。2012年に設立され、2020年7月現在、30か国110機関が加盟。

がるほか、学修歴証明の国際的な信頼性が向上し、生涯学習の推進や留学生の派遣・受入れの活性化など大学等の国際化に資するため、我が国においても早急に取組を進めていくことが必要です。

さらに、大学等においては、学内の教職員の研修の充実を図るとともに、数理・データサイエンス・AIに関する教育を充実・高度化させ、デジタル化時代の担い手となる人材の育成⁷⁹を推進することが必要です。

- 大学等は、学修歴証明書のデジタル化に関する実証実験等を行う。国は、これらの実証実験等を踏まえつつ、学修歴証明書のデジタル化を普及・定着させるため、周知や活用促進を図る。
- 大学等は、LMSの活用により、学生の学修内容や理解度をデータとして可視化し、これを利用した学生個人に応じた教育（学生の理解度に応じた授業の工夫や、より体系化されたカリキュラムの編成の促進、学生の学修履歴を踏まえた履修指導など）等の取組を実施する。国は、こうした大学の取組を支援し、高等教育のDXを迅速かつ強力に推進する。（一部再掲）
- 大学等は、学内のDXを推進し、教育の質の向上を図る観点から、FD・SDの充実・高度化に取り組む。
- 国は、全ての学生が、文系・理系の垣根なくデジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AIの基礎などの必要な力を身に付けることができるよう、全学的な数理・データサイエンス・AI教育の教材等の開発、教育に活用可能な社会の実課題・実データの収集・整備等の実施を支援し、全国の大学等への普及・展開を図るとともに、教える側の体制強化を図る。また、私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実のための支援を行う。
- 国は、大学等において、数理・データサイエンス・AIの知識を様々な専門分野へ応用・活用できる教育プログラムが機動的に展開されるよう、産業界と連携し、AI×専門分野やデータの社会実装を進めるための高度専門人材を育成する教育を推進する。また、学部等連携課程の周知や活用促進を図る。
- 国は、数理・データサイエンス・AIに関する学修成果が社会で評価されるよう、「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の周知・広

⁷⁹ 「AI戦略2019」（令和元年6月11日統合イノベーション戦略推進会議決定）において、社会人・大学生へのデータサイエンス・AIリテラシー教育と併せて、一面的なデータ解析の結果やAIを鵜呑みにしないための批判的思考力の養成も含めたリベラルアーツ教育の充実について示されている。

報を行い、大学等の認定取得を促進するとともに、AI で社会課題等を解決できる実践力の修得を目指した教育プログラムの認定制度（応用基礎レベル）を創設する。

⑤ 学生等への支援の充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国の経済にも甚大な影響をもたらしていますが、能力や意欲ある若者が経済的理由により高等教育機関への進学を断念することがないように、学生等への支援策を一層充実する必要があります。

コロナ禍の学生支援について、国においては、家計が急変した世帯の学生等に対して随時支援を行うとともに、緊急の給付金や無利子奨学金の充実、返還困難者への負担軽減策など、様々な支援策を講じています。文部科学省の調査⁸⁰では、令和2年4月から12月の大学等の中途退学者の割合は令和元年度の同時期に比べてやや少ない状況ですが、感染の収束が未だ見えない中、社会・経済の影響を受けにくい安定的な制度の検討が必要です。加えて、経済・雇用情勢の悪化への対応として新卒者等の学生等の就職支援についても一層の強化が求められています。

なお、博士後期課程の学生に対する支援の充実は、若手研究者の活躍促進、我が国の研究力強化とイノベーションの推進を図る上でもしっかりと取り組むことが必要です。

- 国・高等教育機関は、意欲と能力のある者に高等教育機関への学びの機会が確保されるよう、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金事業（自治体や企業による返還支援制度を含む）等について一層の周知・広報を行う。
- 国は、今後、感染症や災害等による家計急変世帯やアルバイト収入の減少に対する奨学金等の支援が常態化していく可能性があることを踏まえ、高等教育無償化等の実施状況の検証を行い、中間所得層における高等教育機関へのアクセス状況等を見極めつつ、その機会均等について検討する。
- 国は、新型コロナウイルス感染症が就職活動に及ぼしている影響を踏まえ、新卒応援ハローワークの支援対象に3年以内の既卒者も含まれることについて更なる周知・広報を行うとともに、大学のキャリアセンター等との連携を強化し、就職支援ナビゲーターの定期的な大学等訪問、未内定・内定取消にあった学生等へのきめ細かな支援など、新卒者等への就職支援の一層の充実を図る。
- 国は、障害のある学生に対する各大学等の修学・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関の連携を促進し、障害のある学生の修学を支援する。

⁸⁰ 「新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査」（令和2年12月末時点：文部科学省）

- 国は、特別研究員制度の充実、日本学生支援機構奨学金（業績優秀者返還免除）や各大学の大学院生に対する授業料減免による継続的な支援、大学ファンドの運用益の活用やそれに先駆けた博士後期課程学生への支援を強化する取組等を進める。
- 国や大学は、博士後期課程学生がリサーチアシスタント（RA）として働く場合、競争的研究費や共同研究費から適正な水準で給与が支給されるよう、RAの雇用・謝金に係るRA経費の支出ルールを策定し、実施する。
- 国は、博士後期課程学生の処遇向上のため、学内フェローシップと博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学を支援する。

⑥ 施設・設備の整備の推進

大学等のキャンパスは、学生や教職員にとって、教育研究や多様な人材との交流の場として、魅力的で優れた機能を持った空間であることが必要です。教育研究の活性化やイノベーション創出の基盤としても、海外の優れた研究者や学生に我が国の大学等で学びたいと思わせる重要な動機の一つとしても、魅力的な施設・設備の計画的な整備は重要です。

また、大学等においては持続可能な社会の構築に向けた先導的な役割を果たすことが求められています。キャンパスのスマート化を進め、消費エネルギーを抑制するなど、カーボンニュートラルに向けた取組の推進が期待されます⁸¹。

- 国は、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す）の施設について、教育研究施設だけでなく食堂や寮、屋外空間等も含めキャンパス全体が有機的に連携し、様々な分野や場面で、学内外の多様な人材が積極的に関わりながら共創できる拠点としての「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現を目指して、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、継続的な支援を行う。国立大学法人等は、戦略的な施設整備や施設マネジメント等を通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。
- 国は、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤となる設備・装置や、面接授業や遠隔授業実施の基盤となる構内LANの整備等に対する支援を行う。
- 地方公共団体は、大学等のキャンパスの意義を踏まえ、公立大学等における地方創生の推進や地域人材の担い手育成の観点から、教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を進める。

⁸¹ 第203回国会の総理所信表明演説で2050年までにカーボンニュートラル、すなわち脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。

(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済活動の基盤である人・モノ・カネの流れを制約し、リーマンショックをはるかに上回る世界経済の落ち込み⁸²と不確実性の高まりをもたらしています。自国中心主義や経済ナショナリズムの広がりも見られ、グローバルレベルでの協調の形骸化や国際的分断の進行も懸念されるなど、国際政治・経済・社会の秩序に揺らぎが生じています。世界が大きな危機に直面する中で、我が国は、国際協調・連帯の構築・強化を主導する役割を担える国を、そして国際社会から信頼と尊敬を集め、国際社会にとって不可欠とされる国を目指す必要があります。そのためには、高等教育機関においても、グローバルリーダーの育成や教育研究における国際的な連携・協働の推進等により、重要な役割を果たすことが求められます。

コロナ禍においては、我が国のみならず世界各地において、大学間交流・学生交流や国際共同研究などに深刻な影響が生じていますが、各国では遠隔・オンライン教育による国際交流支援を拡大する取組が見られ、海外の一部の大学等では遠隔・オンライン教育の充実・高度化により優秀な学生の獲得競争等をリードしていこうとする動きも見られます。

我が国の大学等においても、コロナ禍への対応はもとより、ポストコロナ期も見据えた戦略的な対応が求められます。

① グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成

大学等においては、人材の獲得やイノベーションの創出等におけるグローバル競争の中で、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め、世界で活躍できるグローバルリーダーの育成や、地域の「知の拠点」としてグローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成など、大学の特色・方針や教育研究分野の特性、学生等の多様性を踏まえた国際化を戦略的に進めることが必要です。

特に、コロナ禍で国際的な連携・交流活動が大きく制約される中、遠隔・オンライン教育の世界的な進展を踏まえ、オンライン国際協働学習(COIL)⁸³プログラムの開発・実施など、遠隔・オンライン教育の利点を生かした取組を積極的に進めていくことが重要です。また、大学が国内外の協定大学等との間での遠隔・オンライン教育のリソースを共有するためのプラットフォームを構築し、日本の強みや魅力ある教育の国際的な発信を積極的に進めるとともに、ジョイント・ディグリー(JD:Joint Degree, 国際連携教育課程制度)の一層の普及促進と合わせ、日本人学生のグローバル対応力を育成・強化していく観点から、高等学校段階からの海外留学経験の促進も含め、実留学を支援していくことが重要です。

特に、JDは、学生に一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修機会を与えるとともに、我が国の大学にとっても教育課程の在り方や授業の方法等を見直す好機となる

⁸² 国際通貨基金(IMF)は、2020年10月13日に改定した世界経済見通し(WEO)において、2020年を4.4%のマイナス成長と予測。金融危機時の2009年(0.1%減)を大幅に上回る。成長鈍化による経済損失は2020年~2025年までの6年間で28兆ドル(約3千兆円)と試算。なお、2021年4月6日の改定では、2020年は3.3%のマイナス成長であり、10月の見通しから1.1%改善しているとする一方、各国間や業種間での経済回復の差が拡大しつつあり、世界経済の見通しを取り巻く高い不確実性があることを指摘している。

⁸³ COIL(Collaborative Online International Learning)は、オンラインを活用した国際的な双方向の教育手法。

など、グローバルな教育研究環境の整備に効果的な取組です。創設当初は、新たな特例措置であったことから、質保証のため、慎重な制度設計になっていましたが、制度創設から6年が経過して制度への理解が進むとともに、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、見直しを進める必要があります。

- 国は、世界トップレベル大学との交流、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点的に支援する。
- 国は、大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な地域・大学との質保証を伴った国際連携・学生交流等を推進する。具体的には、単位の相互認定や成績管理、学位授与等、教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援する。その際、COILプログラムの開発・実施など、遠隔・オンライン教育も活用した大学間交流を積極的に支援する。
- 国は、大学が国内外の協定大学との間で、質保証を伴う遠隔・オンライン教育のリソースを相互に提供するシステム作りを支援し、学生等が自国にしながら授業を履修し、教員は世界に対し発信することを促進する。
- 国は、JDの更なる拡大に向けて、開設に係る設置手続きの見直し、複数大学の参加を促進するための各参加大学における最低修得単位数の縮減、より優秀な留学生の獲得に資する方策など、質を担保した上での推進方策について検討を行う。
- 国は、高校生段階からの留学生交流が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合、その継続や再開に向けた取組等を支援し、日本人学生・生徒が海外留学を継続できるよう必要な支援を行う。
- 官民協働の海外留学創出プロジェクト「トビタテ！留学 JAPAN」については、令和4年度以降の後継事業に向けた取組を推進するとともに、社会総掛かりで若者の海外留学の機運を醸成し、日本人学生のグローバル人材育成を強力に推進する。具体的には、高等学校段階からの海外留学機会の充実による国際性の涵養や、留学成果を定着させるための取組の推進、帰国した日本人留学生の活躍機会の促進等を通じ、多くの若者が海外留学を志すようになる好循環を形成する。
- 国は、諸外国のニーズを踏まえた高等専門学校海外展開や高専教育の高度化・質保証のための国際標準化を推進するとともに、海外インターンシップや単位互換協定校への留学等を推進する体制の構築を支援し、高等専門学校の国際化を推進する。

- 国は、世界的な人材獲得競争や、コロナ禍で拡大した遠隔・オンライン教育による国際交流等も踏まえ、ポストコロナ期を見据えた質の高い国際流動性を実現していくため、より具体的かつ戦略的な目標の設定に向けた検討を行う。

② 優秀な外国人留学生の戦略的な獲得

現在、高等教育機関や日本語教育機関に在籍する外国人留学生は 31 万人を超え、「留学生 30 万人計画」（骨子）（平成 20 年 7 月 29 日策定）における外国人留学生の数値目標は達成されていますが、今後、外国人留学生の受入れを我が国の国際競争力の強化や国際社会からの信頼の一層の向上につなげていくためには、技術流出防止等の観点にも十分留意しながら、受入数という入口部分の重視から、より出口（アウトカム）に着目して、外国人留学生の質の確保・向上を図る方向へと転換することが重要です。このため、我が国において質の高い教育を受けた優秀な外国人留学生が我が国に定着して活躍するための就職促進や帰国した外国人留学生とのネットワーク強化による諸外国との友好関係の強化に取り組む必要があります。さらには、日本人学生の海外留学の促進も含めて、学生の派遣・受入れの両面で質の高い国際流動性を実現することが重要となっています。

優秀な外国人留学生の獲得に当たっては、国際バカロレア（IB）の活用等による入学者選抜のグローバル化を促進するとともに、COIL プログラムや海外向けの遠隔・オンライン教育講座等を通じて我が国の高等教育を受けている優秀な外国人学生が、遠隔・オンラインでの学修を契機として、実際の留学へとつながっていくハイブリッド型の新たな留学形態を促進することが有効と考えられます。

- 国や大学は、海外の優秀な留学生の獲得に向けて、世界の大学やインターナショナルスクールを含む現地の教育機関等に対して、日本の強みや魅力ある教育などの情報発信を進めるとともに、大学は、世界のインターナショナルスクールが加盟する IBDP⁸⁴ や AS&A Level⁸⁵の卒業成績を用いた特別入試の実施などの活用など、効果的な取組を導入する。
- 国は、大学による責任をもった適切な在籍管理を前提としつつ、優秀な留学生の獲得に向けて、大学の戦略に応じた柔軟な運用が可能となるよう、留学生の受入方策を検討する。特に、頭脳循環の拠点となる大学において優秀な外国人留学生の獲得に資する制度の在り方等を速やかに検討する。
- 国は、COIL プログラムなどオンラインによる学修も契機として、実際に訪日して学ぶ外国人留学生が安心して勉学に専念できる環境を整備するため、大学等における日

⁸⁴ IB ディプロマ・プログラムのこと。国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する、16 歳から 19 歳を対象とした国際的に認められる大学入学資格が取得可能な教育プログラムのこと。

⁸⁵ 英国・ケンブリッジ大学グループである Cambridge International Examinations (CIE) が実施している国際的な教育プログラムと資格試験のこと。

本語教育の充実や地域・企業等との交流、生活支援等の取組を促進する。大学等は、日本語教育機関や地方公共団体等とも連携して、日本語教育機会の充実、日本人学生や地域住民との交流機会の提供等を行うとともに、居住・生活等に関する相談体制の充実を図る。

- 国は、優秀な外国人留学生在が卒業後も我が国に定着して活躍できるよう、大学等において企業等と連携した日本語教育やキャリア教育、インターンシップ等を一体として提供する取組を促進する。また、外国人雇用サービスセンター等による就職支援を実施するとともに、外国人が働きやすい職場環境の整備促進に向けて高等教育機関に必要な情報を周知する。企業は受入環境を整備し、優秀な外国人留学生の採用を積極的に行う。
- 国及び大学等は、外国人留学生在が帰国後も親日人材として人的ネットワークを維持・強化して活躍できるよう、帰国留学生会の活動支援や帰国後のフォローアップの充実を図る。

③ 学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方

大学等における秋季入学の導入は、学事暦の始期・終期が合致する国との交流がしやすくなり、それらの国の留学生や研究者の派遣・受入れの増加や共同学位課程の設置促進につながるなど、大学等の国際化の推進や教育研究力の向上を図る上で有効な方策の一つと考えられます。こうした観点から、大学等の国際化を強力に推進するため、大学等は原則として秋季入学にすべきとの意見があります。

一方、入学・卒業の時期を秋季だけに限定せず多様化・柔軟化していく方が、通年採用を実施する企業の拡大など国内での採用慣行の見直しとも相まって、国際的な就職も含め就職に関する学生の選択肢の多様化を促進するとの意見もあります。

大学等の国際化は、秋季入学の導入によって直ちにグローバル化に対応した教育環境が実現されるものではなく、①及び②で述べた各施策、さらには初等中等教育における外国語教育の充実等も含め、総合的に推進していく必要があると考えます。また、秋季以外の学事暦を採用している海外大学も多いことや、入学時期を複数回設けることで社会人のリカレント教育を促進しやすくなることを踏まえると、入学時期を春季から秋季に移行させるのではなく、入学時期や修業年限を多様化・柔軟化させることが適当です。

加えて、日本人学生や外国人留学生の双方にとって、授業科目の履修や提供、進路選択や履修進度における学年次の呼称に象徴される固定化された横並び意識からの脱却⁸⁶を図り、学生が、自らの能力や適性、思い描くキャリアパスに応じた多様な学び方が可能となる大学を切り拓く観点から、秋季入学や4学期制などの導入により入学時期や卒業時期の

⁸⁶ 例えば、国際教養大学においては、履修指導において、入学時期による学年次とは別に、修得単位に応じて修学段階を取り扱っており、修得単位数 28 単位以下を Freshman、29 単位～60 単位までを Sophomore、61 単位～92 単位までを Junior、93 単位以上を Senior と称している。

多様化・柔軟化を進めていくことは重要であると考えます。こうした取組を促進するに当たっては、定員の設定・管理の在り方や授業料の設定・徴収の在り方について併せて考慮することが重要です。

なお、大学入学者選抜については、教育再生実行会議第四次提言で示したように、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方について一体的な改革を進めるとした理念に沿った改革を進めていくことが重要です。

現在、秋季入学の入学者選抜においては、多くの大学においてペーパーテスト中心の選抜方法ではなく、総合的・多角的な選抜方式がとられています。今後、入学時期を問わず、入学者選抜全体において、このような選抜方式が推進されることが必要であると考えます。

加えて、大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の取組を普及・定着させ、実効性を確保していくためには、産業界において、新卒一括採用やメンバーシップ型雇用中心の採用・雇用慣行を転換し、採用・雇用形態の多様化・複線化（最終学年6月以降の通年採用の拡大、新卒区分の廃止等による多様な人材の採用、ジョブ型雇用の拡大等）、大学等における学修成果を十分に評価する採用選考を進めるなど、採用・雇用慣行を改革していくことが求められます。

○ 大学等は、国際化を通じた教育研究力の向上やキャリアパスに応じた多様な学びの実現の観点から、秋季入学や4学期制など学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を図る。その際、多様な履修モデルの提供に加え、入学者選抜の方法や授業料の設定・徴収の在り方についても、教育の質保証の在り方と併せて必要な検討・対応を行う。

○ 国は、大学等の国際化やリカレント教育など学びの多様化に対応した学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を進める観点から、大学等の早期卒業・修了制度に係る解釈の明示化・周知、ギャップタームの取組成果の普及促進、定員の設定・管理の在り方や授業料の設定・徴収の在り方に係る考え方の整理など必要な支援を行う。

○ 大学は、学生が身に付けたスキル・資質・能力の明確化や、卒業・成績要件の厳格化、学生の学修時間の増加などの授業の実質化等の質保証の取組を行うとともに、学生のダブルメジャーの促進など、国際通用性を見据えた取組を進める。

また、国においては、新たな大学入学者選抜の在り方を明確に示すことにより、各大学において、春秋の入学時期を問わず、選抜区分の特性に応じたより多面的・総合的な選抜方法への転換を促進していくことが望まれる。

○ 産業界は、企業の採用・雇用の多様化・複線化が進展しつつある状況を踏まえ、これを更に推進する。また、大学や学生だけでなく広く社会に対して、学修成果（ディプロマ・サプリメント⁸⁷や学修ポートフォリオ⁸⁸など）を重視した採用選考活動の実施、オ

⁸⁷ 卒業時の学修成果を社会に示すための書類。学位証書補足書類。

⁸⁸ 学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（レポート等）を長期にわたって収集し、記録したもの。

ンラインによる企業説明会や面接・試験の実施、秋採用・最終学年6月以降の通年採用などによる一層の募集機会の提供等、採用選考に関する情報発信等が求められる。

- 国、大学、産業界は、ジョブ型採用を見据えたインターンシップの先行的・試行的実施の状況等も踏まえて、引き続き、学生・大学及び企業にとってより多くの成果をもたらすインターンシップの在り方や、社会が大学等における学修成果を評価する採用選考活動の在り方を検討する。

3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策

(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進

① 検討の経緯

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やこれに伴う緊急事態宣言を背景として、令和2年3月から5月にかけて、全国の多くの学校において臨時休業が実施されました。こうした状況の中、子供の「学びの保障」を第一に考えながら、臨時休業の長期化を想定した対応の選択肢の一つとして、同年6月、文部科学省が中心となって各府省庁の協力を得つつ、秋季入学に移行する場合の課題の整理が行われました。

秋季入学については、これまで臨時教育審議会をはじめ様々な場で議論が行われてきましたが、今回は、令和2年度に学校に在学していた児童生徒がコロナ禍で通常通りに学ぶことができない状況を前提として、学期末を令和3年3月末ではなく8月末まで延長する案について検討が行われました。

こうした形での秋季入学への移行のメリットとしては、①学年の途中に長期休暇（夏季休暇）を挟まず、学年を通じた効率的な学習・学校運営が期待できること、②秋季開始の学年を採用する国との交流拡大が期待できることなど従来指摘されてきたものに加え、③臨時休業が長期化した場合でも、必要な教育機会（学校行事や実習等も含む）を確保できることが挙げられました。

一方、検討の過程では、移行期の児童生徒の就学・卒業年齢が国際的に見て遅くなることに加え、①小学校への入学時期が後ろ倒しになることに伴う入学前の保育・教育への影響、②未就学の子供たちが小学校に入学する際、学年が分断されること、③移行期間中の児童生徒数の増加やこれに対応するために必要な教師・施設の確保、④春季の入学・卒業を前提としている社会生活の様々な面や行事等への影響などの課題が明らかになりました。

こうしたことを踏まえ、制度として秋季入学を直ちには導入せず、教育再生実行会議において、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について検討する中で議論することになりました。

② 今後の望ましい在り方

秋季入学への移行を検討するに当たって、教育再生実行会議においては、大学等と初等中等教育以下の学校とでは状況が大きく異なるため、両者を分けて議論することとしました。

まず、2.(2)③で述べたように、大学等においては、日本人学生や外国人留学生の双方にとって、自らの能力や適性、思い描くキャリアパスに応じた多様な学び方が可能となる大学を切り拓く観点から、入学時期を一律に4月から秋季に変更するのではなく、入学・卒業時期の多様化・柔軟化を進めていくことが重要であると考えます。また、産業界においては、コロナ禍でジョブ型雇用を導入する動きも見られる中、雇用形態や働き方の多様化・複線化、大学等における学修成果を十分に評価する採用選考を進めるなど、採用・雇用慣行を見直していくことが求められます。

他方、初等中等教育段階に関しては、学びの保障の議論と切り離し、義務教育への就学年齢を遅らせず、かつ学年の分断や学びの期間の短縮を生じさせないようにする場合の課題を整理しました⁸⁹。この場合においても、児童生徒の一時的な急増に対応するための教師・施設の確保、入学・卒業の時期の変化に伴う社会の様々な面への影響といった移行期における課題が解決されないほか、幼稚園も入園開始年齢を前倒しする場合、教育課程に基づく教育活動の在り方や、多くの幼稚園・保育所等の運営への影響といった課題も生じます。VUCA時代に学校教育の根本的な変化が求められる中、教育現場に更なる負荷がかかることなども含め、移行に当たってのメリットとデメリットを慎重に比較衡量することが必要です。その際、デメリットの多くが移行に伴う一時的なものであることも考慮する必要がありますが、仮に初等中等教育段階の学校を秋季入学へ移行させることとした場合、国民生活や社会全般に大きな影響を及ぼすことになるため、国民や社会において十分な理解と協力を得ることが不可欠であると考えます。

こうしたことを踏まえると、全ての学校種で一律に秋季入学へと移行するのではなく、まずは大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化について、産業界における新卒一括採用やメンバーシップ型中心の採用・雇用慣行の改革と併せて、取組を進めていくことが重要と考えます。その際、大学への飛び入学の制度は高等学校卒業資格が得られないという現行制度の隘路については、早急に制度を改善する必要があります。こうした取組の進捗状況や検証等を踏まえ、将来的に、初等中等教育段階も含め更に議論することが適当と考えます。

- 大学等は、国際化を通じた教育研究力の向上やキャリアパスに応じた多様な学びの実現の観点から、秋季入学や4学期制など学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を図る。その際、多様な履修モデルの提供に加え、入学者選抜の方法や授業料の設定・徴収の在り方についても、教育の質保証の在り方と併せて必要な検討・対応を行う。(再掲)
- 国は、大学等の国際化やリカレント教育など学びの多様化に対応した学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を進める観点から、大学等の早期卒業・修了制度に係る解釈の明示化・周知、ギャップタームの取組成果の普及促進、定員の設定・管理の在り方や授業料の設定・徴収の在り方に係る考え方の整理など必要な支援を行う。(再掲)
- 産業界は、企業の採用・雇用の多様化・複線化が進展しつつある状況を踏まえ、これを更に推進する。また、大学や学生だけでなく広く社会に対して、学修成果（ディプロマ・サプリメントや学修ポートフォリオなど）を重視した採用選考活動の実施、オンラインによる企業説明会や面接・試験の実施、秋採用・最終学年6月以降の通年採用など

⁸⁹ 整理に当たっては、秋季入学制度への移行の方式として、①4月から翌3月生まれの子を一つの学年とする現在の学年団を維持したまま、入学時期を現行の4月から9月へと7か月前倒して、義務教育の就学年齢を7か月前倒しする場合、②学年団を再編し、9月から翌8月生まれの子を一つの学年とした上で、入学時期を現行の4月から9月へと7か月前倒して、9月から起算した義務教育の就学年齢は現行と同じく6歳からとする場合の2つの方式を想定して整理が行われた。教育再生実行会議第1回合同ワーキング・グループ資料4のP5を参照。

による一層の募集機会の提供等、採用選考に関する情報発信等が求められる。(再掲)

- 国は、飛び入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校の3年間の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定し、高等学校卒業資格を付与する制度を創設する。(再掲)

(2) 子供の育ちを社会全体で支えるための取組

コロナ禍で子供の心のケアの重要性が改めて注目されています。子供たちの生活が普段とは大きく変わる中で、学校・家庭・地域が適切に連携し、社会全体で子供の育ちや学びを支えていくことが極めて重要です。

他方、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により地域社会の教育力が低下していると指摘されて久しく、また、コロナ禍で家庭の教育条件の格差にも注目が集まっています。学校においても、児童生徒指導上の課題への対応とともに、教師も多忙化している中で、地域の人材に学校の活動に協力いただいたり、地域の様々な物的資源を活用したりするなど社会との連携を進め、「社会に開かれた教育課程」を実現していくことが課題となっています。

こうした状況の中、これからの社会は、デジタル化やDXにも対応しつつ、未来を創り出す子供たちの成長のために、学校のみならず地域住民や保護者等も含めたネットワークを形成し、一人一人が教育の当事者であるという意識を持って、社会総掛かりでの教育の実現を図ることが求められます。その際、大人が身近な地域のことにもっと関心を持って自発的に地域の活動に関わり、それによって満足感を得られるような好循環を生み出していくような工夫も大切です。また、地域への関わり方は人それぞれでよく、賛同する活動への寄附も含め、様々な形で貢献したいと思うような機運を醸成していくことも望ましいと考えます。

その際、都市部と地方との環境の差異を含め、地域によって人的・物的・財政的な条件には大きな差異があるため、継続的にデータを取得して、例えば、どのような条件の地域であれば望ましい学校・家庭・地域の連携・協働が可能となるのか、また、実際にどのような効果があるのかなどを明らかにするとともに、地域間の格差縮小のための取組も進めていく必要があります。

また、多様な主体が連携・協働していくためには「学校教育と社会教育の連携・協働」が不可欠であり、社会教育への理解や評価を高めることが重要です。特に、子供たちが自ら興味・関心を持ち、学校や家庭の理解・協力を得ていくためには、ICTやオンラインも有効に活用しながら、学びの場を提供する「社会教育の魅力化」が必要となります。

加えて、地域の大人たちや企業・団体がこれまで以上に教育に関わりやすくするとともに、学校・地域の取組に保護者が積極的に参画することができるよう、テレワークなど時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方や兼業・副業を柔軟にできるような取扱い等を普及・促進する必要があります。こうした働き方改革や雇用形態の改革によって、保護者をはじめとする大人たちのワーク・ライフ・バランスの実践が進むとともに、より多くの大人が子供たちのために時間をかけやすくなることが期待されます。

(子供たちの創造的な活動を支援するための学校・家庭・地域や企業の取組)

○ 「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」を一体的に推進し、コーディネーター役の地域学校協働活動推進員の配置・機能強化や、オンラインでの活動を含め、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。その際、

データを活用しながら、効果のある取組についての知見を蓄積しつつ、実践を多くの地域に広げる。また、学校運営協議会の活動の充実及び設置の促進を図る観点から、教職員の任用に関する意見も含めた制度上の役割等の在り方について検討を行い、必要な推進方策を講ずる。

- 国は、多様な企業・団体・地域人材の参画による学校や地域での子供たちの豊かな学びを支えるため、様々な教育プログラムの取組を周知するとともに、「学校雇用シェアリンク」⁹⁰や「学校・子供応援サポーター人材バンク」⁹¹の運用を進める。
- 国は、令和2年度から新たにスタートした「社会教育士」⁹²の活躍を促進⁹³するとともに認知度の向上を図る。その際、地域の人と人をつなぎながら、社会の至るところに魅力的な学びを仕掛け、地域の課題解決等につなげていく専門人材であることを踏まえ、学校、行政、企業、NPO等の多様な場で「社会教育士」が活躍できるようにする。
- 国は、真に支援が必要な家庭に寄り添うアウトリーチ型支援の取組を含め、地域における家庭教育支援の取組を推進する。
- 国は、子供たちに多様で魅力的な学びを提供できるよう、図書館や公民館等の社会教育施設においてもICTを有効に活用する取組を促進する⁹⁴。特に、電子書籍の充実や人材確保等による電子図書館（学校図書館を含む）機能の充実のための取組を促進する。
- 国は、ICTや最先端のテクノロジーも活用し、障害の有無にかかわらず、共に学び生きる共生社会の実現を目指す取組について積極的に情報発信するとともに、子供たちが取り組みたいことを応援する地域の場づくりや、スポーツ・文化芸術活動を通じた交流や学びの場づくりなどのプロジェクトを展開する。
- 国は、教育活動への寄附を促進するための有効な手法（クラウドファンディングを含む）に関する優良事例の収集やその展開を図る。

⁹⁰ 従業員の雇用維持のために雇用シェアを希望する「企業」と企業人材の受入れを希望する「教育委員会や学校」をつなげる仕組み（令和3年1月創設）。

⁹¹ 学校にご協力いただける方の登録を全国から募集し、登録者が希望する勤務地（市区町村）がある都道府県教育委員会等に名簿を提供するもの（令和2年4月創設）。

⁹² 社会教育主事の資格取得に係る社会教育主事講習の修了証書を授与された者または社会教育主事養成課程の修了者が、社会の多様な分野における学習活動でも広く活用されるよう、社会教育士と称することができることとする制度改正がなされている。社会教育士については、例えば、教員が社会教育士の称号を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、「社会に開かれた教育課程」をより効果的に実現する学校教育活動を行うことや、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど様々な場面での活用が考えられる（「第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」（令和2年9月中央教育審議会生涯学習分科会））。

⁹³ 活躍の促進に当たっては、「社会教育士」の属性や活躍事例も把握する。

⁹⁴ 取組の促進に当たっては、社会教育調査を踏まえ、公民館や図書館のICTの導入状況や職員の雇用状況（専任・兼任・非常勤）等について、現状把握や検証も行う。

(新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進等)

- 国は、テレワークがウィズコロナ・ポストコロナの「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、時間や場所を有効に活用できる働き方であり、今後とも良質なテレワークの導入・定着を図ることが重要であるという認識の下、家庭や地域における教育に保護者をはじめ大人が関わりを持てるようにする観点からも、テレワークを更に推進する。また、テレワークの導入・活用促進に取り組む企業に対する支援策を講ずる。

- 国は、働き方改革のみならず、保護者や地域の大人が平日の昼間等でも学校や地域の活動に参画することができるようにする観点からも、年次有給休暇の取得や時間単位の年次有給休暇制度の導入などを促進するとともに、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を通じた企業の取組事例等の情報提供、働き方改革推進支援センターによる支援を行う。

4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とそのための基盤整備～

政策の立案・実施に当たっては、現状を的確に把握した上で政策の効果を検証しつつ進める必要があります。これまで教育に関しては、この部分が十分ではなかった面があります。今後、政府全体のデジタル化の推進の一環として、教育のデジタル化を進め、データ駆動型に転換する中で、教育政策においても各種のデータを効果的・効率的に取得し、学術的な知見も踏まえ分析するとともに、これらの結果を活用して効果的な政策を立案・実施していくことが強く求められます。併せて、①児童生徒に関するデータ（学習履歴や生活・健康面に関するデータ）、②教師の指導・支援等に関するデータ、③学校・自治体に関する行政データ等の取得や効果的な活用にも取り組む必要があります。このことは、個人と社会全体のウェルビーイングの実現を目指す上でも重要です。

一方、教育政策の効果については、テストスコアに表れる学力だけでなく多面的な観点から分析する必要があることや、分析の目的によっては、効果が得られるまでに時間を要するなどの特性があることにも留意する必要があります。こうした点も踏まえ、数値化して分析する努力を最大限した上で、数値化が難しい側面についても、可能な限り情報を収集・分析し、総合的に判断して取り組むことが求められます。

また、こうしたデータによる現状把握等や基盤整備のためには、国において、司令塔となる組織の体制の強化や大学の研究・教育の機能拡大を図るなど長期的に結果を出すことができる持続可能な体制を確立するために抜本的な改革が求められるとともに、学校の設置者においてもその規模や実態に応じて必要な体制を整えていくことが必要です。

なお、データの収集・利活用に当たっては、個人情報保護や本人・関係者の理解を得ることに配慮することが重要です。

（データによる政策立案）

- 国は、統計・会計・政策評価等が連携した EBPM⁹⁵の推進体制の構築や、教育分野の特性を踏まえた EBPM に関する手法・課題の整理等を行う。また、国及び地方公共団体は、教育政策の企画立案の過程において、研究者等の適切な専門的知見も踏まえ、データの収集・活用を行う。
- 国は、政策の前後にデータを収集・分析するための調査を充実する。また、全国学力・学習状況調査等の各種調査について、可能な限り学術的な知見を踏まえた調査に改善するとともに、調査結果をもとに、学力、非認知能力、家庭の社会経済的背景等の観点から分析し、政策に生かす。
- 国及び地方公共団体は、プライバシーの保護等を万全にし関係者の理解を得ることを前提に、データによる現状把握や各データの紐づけ（ID での紐づけの検討を含む）

⁹⁵ Evidence-based Policymaking の略称。「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等では、政府は EBPM の基盤であるデータを活用するための戦略体制の整備を図ることにしている。

を行い、①子供の成長過程を解明するための長期的な縦断調査（学校卒業後のデータの把握を含む）、②学校単位の各データの紐づけと定点観測のための継続的なデータ収集、③教師のデータの統合と調査⁹⁶、④ランダム化比較試験（RCT）⁹⁷や回帰不連続設計法（RD）⁹⁸を含む実証分析⁹⁹の積極的な活用を検討する。

（教育データ基盤の整備）

- 国は、初等中等教育段階における教育データの標準化を推進するとともに、大学をはじめ生涯を通じた学びにおける教育データ利活用のため、更なる標準化を検討する。
- 国は、ユニバーサル ID や認証基盤の在り方を検討する（マイナンバー制度の活用を含む）。その際、転校時等の教育データの持ち運び等の方策、不利益となる情報に関する本人・保護者の意向も踏まえた取扱いなどについても慎重に検討し、再挑戦が妨げられることがないよう配慮する。
- 国は、教育データの利活用を推進する観点から、全国をつなぐ超高速・大容量ネットワークと研究データの管理・利活用の基盤を併せ持つ次世代学術研究プラットフォーム（令和4年度～）の活用も含め、安定的なデータ流通の在り方を検討する。

（調査・分析・研究体制）

- 文部科学省内の教育関係の調査や EBPM を統括する体制や人員を強化する¹⁰⁰。また、「教育データサイエンスセンター」¹⁰¹及び関係機関の協力により、研修プログラムの開発に取り組む。そのためにも「教育データサイエンスセンター」の研究体制の充実が必須。
- 文部科学省、国立教育政策研究所と大学・研究機関や地方自治体、民間事業者等との連携により、教育データの分析・研究に関する機能を構築し、分析や利活用を進める。その際、国の政策担当部署との連携を図る。また、国は、大学における教育データサイエンスに係る研究者¹⁰²や高度専門人材の養成のための取組を促進する。

⁹⁶ 学校のデータの取得により、学校や教師の状況を明確化するとともに、教師のデータの取得により、どういう指導をすると、どう生徒の成果が変わるのかも可視化することができる。

⁹⁷ 取組実施の対象となるグループと対象とならないグループをランダムに決定し、取組の実施後に両者を比較する因果関係の推定手法。

⁹⁸ ある指標の境界値によって取組の対象が決定される場合に、取組実施後に、境界値付近の対象者と非対象者を比較する因果関係の推定手法。

⁹⁹ 例えば、国内各地（都道府県・政令指定都市・市区町村などの行政単位）で効果測定を行うことが考えられる。

¹⁰⁰ 例えば、統計調査統括管理部の設置、統計調査統括管理官、教育 CTO 人材の配置等に関する意見もあった。

¹⁰¹ 国立教育政策研究所に令和3年10月に設置予定。

¹⁰² 教育政策・実践等のデータを分析し研究知見を見出すことができる社会科学や自然科学などの専門家を想定。

- 国及び地方公共団体は、学校現場において一定レベルのデータ分析が可能となるツール等の情報提供を検討する。また、学校の設置者の分析・研究・支援体制¹⁰³や、学校における分析体制の構築を促進するため、先進的な自治体等の事例を共有する。
- 国は、全国の学校・自治体に係る教育データの収集・分析や大学・研究機関等への貸与等を行う、公的な教育データプラットフォームの在り方を検討する。また、公教育に係るデータだけではなく、学校外の学習データや生活データなどを含め、分野横断的に個人が自身の様々なデータを集約し、管理・活用できる仕組みを検討する。
- 国及び地方公共団体は、教育データと教育以外の幅広い分野のデータの連携を図る。例えば、教育と福祉のデータの融合による児童生徒への支援¹⁰⁴を検討する。

¹⁰³ 例えば、教育データサイエンティスト、IT マネージャー（地方教委 CIO）の配置、ヘルプデスクの設置等に関する意見もあった。

¹⁰⁴ 例えば、箕面市では、「子ども成長見守りシステム」として、教育分野における児童生徒 1 人 1 人のデータと、福祉部門が保有するデータを接続することによって、両分野が一体となった子供への支援を進めている。

おわりに

今回の第十二次提言の取りまとめに向けた議論に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの会議をオンラインで行いました。こうした状況は2年前には想像もつきませんでした。回を重ねるにつれ、オンラインでの開催に全く違和感がなくなるとともに、議論自体も対面による場合と遜色なく行うことができると実感しました。

このように、社会全体にパラダイムシフトとも言うべき大きな変化が生じている状況においては、これまでの常識・発想やそれらに基づく現行の制度を所与のものとして絶対視するのではなく、制度が設けられている趣旨や目的に立ち戻って可能な限り柔軟な解釈を行うとともに、制度自体についても不断の見直しを行っていくことが重要です。そして、このことは教育分野においても例外ではありません。

政府をはじめとする関係者には、今後、「スピード」と「継続」という視点を大切にしつつ、今回の提言内容を着実に実行していただくことを強く求めます。文部科学省をはじめとする各府省庁においては、本提言の内容が確実に実行されるよう施策を講ずるとともに、地方公共団体や学校現場等においては、具体的な取組を着実に進めていく必要があります。

今回の議論に際しては、委員の間で強い問題意識を共有できたものの、一定の方向性を打ち出すには至らなかった課題もあります。これらの課題は、必ずしもすぐに結論が出るものではありませんが、これからの我が国の教育の在り方を考えていく上で重要な課題であり、今後、更に掘り下げて議論を続けていく必要があると考えています。

第一に、高大接続の望ましい在り方についてです。この課題に関しては、これまで教育再生実行会議においても議論し、第四次提言を取りまとめています。ここで提言した高大接続改革の理念を踏まえ、今後、高等学校までの学びと大学における学修とを如何につなげていくか、その接続点である大学入学者選抜を如何に改革していくかについて、文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議」において検討を進め、適切な改革が行われるよう期待しています。

第二に、教師の質の向上や多様な人材の活用のための方策については、教員免許更新制や研修をめぐる制度の抜本的な改革や特別免許状を含む教員免許の見直しを速やかに実現した上で、教員免許、教職課程の高度化、教員養成大学の在り方等を総合的に見直すことが重要です。今後、中央教育審議会において、過去の改革等の成果や課題も踏まえるとともに、データに基づき現状を的確に把握しつつ、議論が行われることを期待します。

第三に、対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方については、初等中等教育段階でも高等教育段階でも、児童生徒や学生の状況、学ぶ内容等に応じ適切に組み合わせていくことが必要です。

初等中等教育段階においては、学校の「集う機能」に特に存在意義があり、対面での学びが基本です。一方、社会の急激な変化や技術の進展、国際的な潮流等を踏まえれば、対面指導と遠隔・オンライン教育の在り方を今後更に掘り下げて議論することも必要であると考えます。

高等教育段階においては、18歳人口の減少や多様な学修者への高等教育機会の提供、ICT等の技術革新による Society5.0 時代にふさわしい教育の実現という観点から、従来の定員管理を中心とした高等教育の質保証の仕組みから、学生の学修成果によって質を保証する仕組みに転換していくことが必要であると考えます。このような観点から、大学における遠隔・オンライン教育の在り方について検討を進めるとともに、設置基準や認証評価の在り方等について考えていくことが求められます。

これらの取組を進めていくため、今後とも、教育の質の保証を前提とした上で、更なる規制の在り方の見直しなどの改革が必要であると考えます。例えば、遠隔・オンライン教育の内容や方法の開発状況を考慮するとともに、対面指導の重要性や通信教育の質保証の観点等を踏まえ、高等学校の全日制・定時制・通信制の区分や早期卒業に関する制度の在り方、大学におけるオンライン授業の単位数上限などの在り方についても検討すべきです。

第四に、データ駆動型の教育への転換のため、国においては、文部科学省を中心にデジタル庁等とも連携しつつ、教育の DX の取組を強力的に推進すべきです。一方で、収集したデータを適切に分析・活用することによって、教育格差の問題など教育現場だけでは対応が難しい課題についても、具体的な取組を進めていくことを求めます。

このほか、実施時期を明示せずに今後の検討に委ねた事項もありますが、これらの事項についても、関係府省庁や自治体において、できるだけ早期に結論を得て、実施時期・工程を明確にしつつ、実施に移すことを求めます。

最後に、教育再生実行会議は、平成 25 年 1 月の発足以降、今回の提言を含め 12 次にわたる提言を行ってきました。これらの提言内容の確実な実施を期すためにも、今後とも、提言内容の取組状況を確認するフォローアップを実施する必要があると考えています。

また、これらの提言の理念が教育現場に浸透し、提言に基づく制度や施策が本来の狙い通り有効に機能するよう、国・地方公共団体・学校等の関係者が必要な取組を推進していくことを期待します。